

3 参考資料

3. 1. 条例等

3. 1. 1. 福岡県福祉のまちづくり条例

(平成 10 年福岡県条例第 4 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者その他の日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けている者をいう。
- 二 まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、旅客施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。
- 四 施設等 まちづくり施設及び公共輸送車両等をいう。

(県の役割)

第 3 条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施するものとする。

- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

(市町村の役割)

第 4 条 市町村は、その区域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を定め、これを実施するものとする。

- 2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、県及び市町村と共に、前二条の規定により定められた施策に基づき福祉のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自ら所有し、管理し、又は占有する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。
- 3 事業者から依頼を受けてまちづくり施設の設計、施工等に携わる者は、当該事業者に対し、本条例の規定に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、福祉のまちづくりに関し、理解を深めるとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が施設等を利用する上でその妨げとなるような行為をしてはならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

第1節 県の施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

一 すべての県民が高齢者、障害者等に対する理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民意識の高揚を図ること。

二 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

(啓発活動の推進等)

第8条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者等及び県民の理解を深め、その積極的な参加を促進するため、福祉に関する教育及び啓発活動を推進するものとする。

2 県は、市町村、事業者等及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(調査及び研究)

第9条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、事業者等及び県民と連携して、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画

(市町村の福祉のまちづくりに関する計画)

第12条 市町村は、第4条の規定による福祉のまちづくりに関する施策及び施設等の整備を実施するに当たっては、あらかじめそれらの基本的事項に関する計画(以下「整備基本計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、整備基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

第3節 表彰

(表彰)

第13条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあったものに対して、表彰を行うことができる。

第3章 まちづくり施設等の整備

第1節 まちづくり施設の整備基準への適合等

(整備基準)

- 第 14 条 知事は、まちづくり施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。
- 2 知事は、整備基準のほか、高齢者、障害者等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるようにするための望ましい基準(以下「望ましい基準」という。)を定めることができる。

(まちづくり施設の新築等)

- 第 15 条 まちづくり施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更等(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該まちづくり施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。
- 2 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準又は望ましい基準と同等の他の措置が講じられていると知事が認めるまちづくり施設は、整備基準又は望ましい基準に適合しているものとみなす。
- 3 知事は、第1項ただし書又は前項に規定する認定をしようとするときは、必要に応じ、学識経験者及び事業者団体、関係行政機関、高齢者団体、障害者団体、女性団体等から選任された者をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

(まちづくり施設の維持保全等)

- 第 16 条 まちづくり施設の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、当該まちづくり施設の整備基準に適合している部分の機能を適切に維持しなければならない。
- 2 まちづくり施設の所有者等は、当該まちづくり施設の整備基準に適合していない部分を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

第2節 特定まちづくり施設の整備

(届出等)

- 第 17 条 まちづくり施設のうち、その規模、用途等により必要があると認めるものとして規則で定めるもの(以下「特定まちづくり施設」という。)の新築等をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときも、同様とする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

- 第 18 条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定まちづくり施設に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査等)

- 第 19 条 知事は、前条の届出があったときは、当該特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうか、その内容を審査し、実地に検査するものとする。

- 2 知事は、前項の審査等の結果、当該特定まちづくり施設が第17条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による指導の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合の状況の報告等)

第20条 知事は、必要があると認めるときは、特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、当該特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況の報告を求めることができる。

- 2 知事は、当該報告をした者に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による立入調査等の結果、必要があると認めるときは、当該特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第17条第1項の新築等をしようとする者が、同項の規定による届出をせずに工事に着手した場合であつて、第20条第1項の規定による報告を求められたにもかかわらず、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第17条第2項又は第19条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。
- 三 第15条第1項又は第16条第1項に抵触することにより、第20条第2項又は前条第3項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。
- 四 前条第1項の規定による立入調査等の対象となった特定まちづくり施設の所有者等が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第23条 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第3章第3節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

第3節 適合証の交付等

(適合証の交付等)

第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該まちづくり施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該まちづくり施設の所有者等に対し、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)を交付するものとする。

一 まちづくり施設の所有者等から、規則で定めるところにより、適合証の交付の請求があった場合

二 第 18 条の規定による工事完了の届出(特定まちづくり施設の一部に係る工事完了の届出を除く。)があった場合

2 前項の規定により適合証の交付の対象となったまちづくり施設(以下「適合証交付まちづくり施設」という。)の所有者等は、当該適合証を当該まちづくり施設の見やすい箇所に掲示するものとする。

3 知事は、第1項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表するものとする。

(適合証の返還等)

第 25 条 知事は、県民から適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していないとの通報があった場合等において、必要と認めるときは、その職員に、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合においては、第 21 条第2項の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による立入調査等の結果、適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めるものとする。

第4節 公共輸送車両等の整備

(公共輸送車両等の整備)

第 26 条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第 27 条 前章第2節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)の特定まちづくり施設については、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

(市町村条例との関係)

第 28 条 この条例の規定は、市町村が、まちづくり施設の整備に関し、条例により、整備基準を超える基準その他必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 まちづくり施設の整備に関する条例が制定された市町村のうち規則で定める市町村の区域においては、前章第2節の規定は適用しない。ただし、必要に応じ、知事は、整備基準に適合したまちづくり施設の整備を進めるための手続を、規則で定めることができる。

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 10 年条例第 4 号)

この条例は、平成 10 年4月1日から施行する。ただし、第3章、第 26 条及び第 27 条の規定は、平成 11 年4月1日から施行する。

〔【解説】ここで言う「第 26 条及び第 27 条」は、平成 19 年条例第 13 号により改正される前の条例におけるものであり、当該改正条例により改正された後の「第 27 条及び第 28 条」に該当するものである。〕

附 則(平成 19 年条例第 13 号)

この条例は、平成 19 年9月1日から施行する。

3. 1. 2. 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則

(平成 10 年福岡県規則第 41 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県福祉のまちづくり条例(平成 10 年福岡県条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 用途面積 まちづくり施設としての用途に供する部分で、建築物にあっては当該部分の床面積の合計、路外駐車場にあっては当該駐車場の用に供する部分の面積の合計、その他の施設にあっては当該部分の面積の合計をいう。
- 二 有効幅員 出入口等の使用可能な内法(のり)の寸法をいう。
- 三 特殊仕様昇降機 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 18 条第2項第六号の規定に基づき国土交通大臣が定める構造の基準に適合する昇降機をいう。
- 四 誘導用床材 視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 五 注意喚起用床材 視覚障害者に対し、段差又は傾斜の存在、歩行方向の変更等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 六 視覚障害者用床材 誘導用床材及び注意喚起用床材をいう。
- 七 車いす使用者用駐車施設 駐車場のうち、車いす使用者が円滑に利用できる部分をいう。
- 八 福祉型便房 車いす使用者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房をいう。
- 九 円滑な移動が確保された経路 公共用通路(公共輸送車両等の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設をいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するものをいう。
- 十 旅客搭乗橋 航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。
- 十一 乗降用設備 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備をいう。
- 十二 保安検査場 航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。

(まちづくり施設等)

第3条 まちづくり施設として条例第2条第二号に規定する規則で定めるものは、別表第1及び別表第2のまちづくり施設の欄に掲げる施設(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 143 条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

2 公共輸送車両等として条例第2条第三号に規定する規則で定めるものは、別表第3に掲げる車両等とする。

(整備基準及び望ましい基準)

第4条 条例第 14 条第1項に規定する規則で定める整備基準及び同条第2項に規定する望ましい基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分又は専ら高齢者、障害者等が利用する部分に係る整備箇所について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる表の規定によるものとする。

- 一 建築物 別表第4
- 二 旅客施設 別表第5
- 三 道路 別表第6
- 四 公園 別表第7
- 五 路外駐車場 別表第8
- 六 住宅開発団地 別表第9

(特定まちづくり施設)

第5条 条例第 17 条第1項に規定する規則で定める特定まちづくり施設は、別表第1及び別表第2の特定まちづくり施設の欄に掲げる施設とする。

(届出)

第6条 条例第 17 条第1項に規定する知事への届出は、次の各号に掲げるものを除くほか、用途面積のうち新築等の対象となった部分の面積が、別表第1及び別表第2の特定まちづくり施設の欄に規定する面積に該当するまちづくり施設について行うものとする。

- 一 別表第1に掲げる特定まちづくり施設(建築基準法第2条第一号に規定する建築物に限る。)で、建築基準法第6条第1項(同法第 87 条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を要しないもの
 - 二 新築等の対象となった部分に、適用すべき整備基準がないもの
- 2 前項の届出は、特定まちづくり施設新築等(変更)届出書(様式第1号)に、次の各号に掲げる図書を添えて、当該特定まちづくり施設の新築等の工事に着手する日の 30 日前までに行うものとする。
- 一 特定まちづくり施設整備項目表
 - 二 当該特定まちづくり施設の区分に応じ、別表第 10 に定める図面

(軽微な変更)

第7条 条例第 17 条第1項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

- 一 整備基準に適合している部分の変更のうち、当該整備基準に抵触しない変更
- 二 整備基準に係らない部分の変更
- 三 工事予定期間の変更のうち、工事の着手又は完了の年月日の三月以内の変更

(工事完了届)

第8条 条例第 18 条に規定する知事への届出は、特定まちづくり施設工事完了届出書(様式第2号)によるものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、前項の届出書に条例第 17 条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による指導又は助言に基づく工事が行われたことを証する現場写真等の添付を求めることができる。
- 3 知事は、条例第 18 条の届出をした者に対し、条例第 19 条の規定による検査等の結果を、特定まちづくり施設完了検査結果通知書(様式第2号の2)により通知するものとする。

(適合の状況の報告)

第9条 条例第20条第1項の規定による特定まちづくり施設の整備基準に関する適合の状況の報告は、特定まちづくり施設適合状況報告書(様式第3号)に、第6条第2項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(指導及び勧告)

第10条 知事は、条例第17条第2項、第19条第2項、第20条第2項、第21条第3項又は第25条第3項の規定による指導を書面によって行う場合は、指導書(様式第3号の2)によるものとする。

2 知事は、条例第22条の規定による勧告を行う場合は、勧告書(様式第3号の3)によるものとする。

(証明書)

第11条 条例第21条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する証明書は、様式第4号による証明書とする。

(公表できる事項)

第12条 条例第23条第1項により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 二 勧告を受けた特定まちづくり施設の名称及び所在地
- 三 勧告の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 条例第23条第1項の規定による公表は、福岡県公報への登載により行うものとする。

(適合証等)

第13条 条例第24条第1項第一号に規定する適合証の交付の請求は、まちづくり施設適合証交付請求書(様式第5号)によるものとし、第6条第2項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 適合証の様式その他必要な事項は、知事が別に定める。

(国等)

第14条 条例第27条第1項の規則で定める者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第15条第2項の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(国等施設に係る適合状況の報告)

第15条 条例第27条第2項の規定による特定まちづくり施設の整備基準に係る適合状況の報告等の様式及び添付図書については、第9条の規定を準用する。

附 則(平成11年規則第32号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するまちづくり施設(現に新築等の工事中のものを含む。)に係る整備基準については、改正後の福岡県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 3 施行日前に福岡県福祉のまちづくり条例(平成 10 年福岡県条例第 4 号)第 17 条第 1 項の規定により届出をすべき特定まちづくり施設で、施行日において現に工事中のものに係る措置については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に存するまちづくり施設について施行日以後に行われる適合証の交付及び施行日以前に新築等の工事に着手したまちづくり施設について完成の日から起算して 60 日を経過した日以後に行われる適合証の交付の請求の審査のための整備基準については、新規則の規定を適用する。

附 則(平成 19 年規則第 58 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するまちづくり施設(現に新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。)に係る整備基準については、福岡県福祉のまちづくり条例(平成 10 年福岡県条例第 4 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定の適用に係る整備基準及び条例第 24 条第 1 項第一号の規定による適合証の交付の請求の審査のための整備基準を除き、改正後の福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 既存施設の条例第 24 条第 1 項第一号の規定による適合証の交付の請求の審査のための整備基準については、施行日又は当該まちづくり施設の工事完了の日から 60 日を経過するまでは、なお従前の例によることができる。

附 則(平成 24 年規則第 49 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

まちづくり施設	特定まちづくり施設
1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設として別に定めるもの	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
2 保健所、税務署、警察署、消防署、市町村保健センターその他の官公庁施設及び郵便局	
3 博物館、美術館、資料館、図書館、研修所、学校(専修学校、各種学校及び自動車教習所を含む。)その他の教育文化施設	
4 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル、乗船場、航空ターミナルその他の公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	
5 地下街、公共用歩廊	
6 公衆便所	
7 病院、診療所その他の医療施設	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が300平方メートル以上のもの
8 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の娯楽施設	
9 集会所、公会堂、隣保館、公民館、結婚式場、葬祭場、火葬場その他の集会施設	
10 展示場(ショールームを含む。)	
11 ホテル、旅館その他の宿泊施設	
12 飲食店、料理店、ダンスホール、カラオケボックスその他の飲食・遊興施設	
13 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他の金融機関その他これらに類するサービス業を営む施設	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの
14 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
15 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他のスポーツ施設及びマージャン店、パチンコ店その他の遊技施設	
16 公衆浴場	
17 一般公共の用に供される自動車車庫	
18 共同住宅、寄宿舍その他の共用部分を有する居住施設(以下「共同住宅等」という。)	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が2,000平方メートル以上のもの
19 事務所	
20 工場	
21 前各号の複合建築物	

別表第2(第3条第1項関係)

区分	まちづくり施設	特定まちづくり施設
1 道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。)	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
2 公園施設	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第2条に規定する都市公園	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
3 路外駐車場	駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第2条に規定する路外駐車場(駐車のために供する部分に駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。)	左欄に掲げる施設のうち、駐車場の用に供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの(別表第1で定める特定まちづくり施設の駐車場に該当するものを除く。)
4 住宅開発団地	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定による許可を受けて開発される住宅団地、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第2条に規定する土地区画整理事業により開発される住宅団地その他の主として住宅の用に供する目的で開発される団地	左欄に掲げる施設のうち、開発区域の面積が5ヘクタール以上のもの

別表第 3(第 3 条第 2 項関係)

公共輸送車両等

区分	車両等
鉄道車両・軌道車両	鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両
バス車両	道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車(同法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。)
船舶	海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。)を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶
航空機	航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機

別表第4(第4条関係)
建築物(整備基準)

整備箇所	整備基準
1 出入口	出入口は、次に定める構造とすること。 一 直接地上へ通ずる出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口(以下「直接地上へ通ずる出入口等」という。)のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 二 不特定かつ多数の者(主として高齢者、障害者等が利用する施設にあっては、専ら当該施設を利用する高齢者、障害者等を含む。以下同じ。)が利用する各室(用途面積が 2,000 平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口等がない階に設けられるものを除く。)の出入口(共同住宅等にある場合は、住戸の出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口)は、第 1 号に定める構造とすること。
2 廊下その他これらに類するもの	廊下(共同住宅等にある場合は共用廊下、事務所及び工場にあっては主要な廊下に限る。)その他これらに類するもの(以下「廊下等」という。)は、次に定める構造とすること。ただし、用途面積が 2,000 平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口等がない階に設けられるものについては、第3号から第5号までの規定は、適用しない。 一 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 二 段を設ける場合は、当該段は、第 3 項に定める構造に準じたものとすること。 三 前項第 1 号に定める構造の直接地上へ通ずる出入口等から不特定かつ多数の者が利用する室の前項第 2 号に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ 1 以上の経路における廊下等又は不特定かつ多数の者が利用する室で床面積が 200 平方メートルを超えるものに設けられる通路のうち主要なものは、次に定める構造とすること。この場合において、第 4 項第 2 号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 イ 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。 ロ 廊下等の末端付近(共同住宅等の廊下等の末端付近は除く。)は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間 50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。 ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設けること。 ニ 前項に定める構造の出入口並びに第4項第2号に定める構造のエレベーター及び特殊仕様昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 四 建築物(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。)には、人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)を設け、直接地上へ通ずる 1 以上の出入口から当該受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。 五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、120 センチメートル(段を併設する場合にあっては、90 センチメートル)以

	上とすること。 ロ 勾配は、12 分の1 (傾斜路の高さが 16 センチメートル以下の場合にあつては、8分の1) 以下とすること。 ハ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場を設けること。 ニ 傾斜路には、手すりを設けること。 ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。)の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、傾斜路の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設の場合、傾斜路と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。
3 階段	不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(その踊場を含み、共同住宅等にあつては共用階段、学校、事務所及び工場にあつては主要な階段とする。以下同じ。)は、次に定める構造(用途面積が 300 平方メートル未満の建築物の場合は第2号から第6号まで、一般公共の用に供される自動車車庫の場合は第2号から第5号までに定める構造)とすること。ただし、当該階のすべてに停止するエレベーターが設置されている共同住宅等については、この限りでない。 一 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。この場合において、手すりの幅を 10 センチメートルを限度として、有効幅員に含めて算定することができる。 二 手すりを設けること。 三 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けないことが困難な場合においては、この限りでない。 四 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 五 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度差の大きいものとする等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 六 階段の上端に近接する廊下等及び踊場(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。)の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、階段の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設の場合又は階段と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。
4 昇降機	昇降機は、次に定めるところによること。 一 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積が 2,000 平方メートル以上(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場にあつては、階が5以上のものに限る。)のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。 二 前号に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。ただし、学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については、ホ、チ及びヌの規定は、適用しない。 イ かごの奥行きは、内法を 135 センチメートル以上とすること。 ロ かごの幅は、内法で 140 センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。ただし、学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場に

	において、かごの正面の壁面に鏡を設置した場合は、この限りでない。 ハ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 ニ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ヘ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 センチメートル以上とすること。 ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(トの装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 リ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を 150 センチメートル以上とすること。 ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。 三 第1号又は第2号の措置がとられたエレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。
5 便所	便所は、次に定めるところによること。 一 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 イ 福祉型便房が設けられていること。 ロ 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 ハ 福祉型便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ニ 福祉型便房の設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。 ホ 用途面積が2,000 平方メートル以上(公衆便所にあつては、50 平方メートル以上)の建築物(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)の1以上の福祉型便房(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)には、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を標示すること。 二 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。 三 別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号及び第 14 号の施設並びに病院及び銀行で、用途面積が 2,000 平方メートル以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を次に定める構造とすること。 イ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。 ロ ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。 ハ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備又はベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。

6 駐車場	駐車場は、次に定めるところによること。 一 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。 イ 車いす使用者用駐車施設は、当該施設から第1項に定める構造の出入口への経路（第2号に定める構造の駐車場内の通路又は第7項第3号に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 ロ 幅は、350 センチメートル以上とすること。 ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 二 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から、当該施設に至る駐車場内の通路は、第7項第1号から第3号までに定める構造とすること。
7 敷地内通路等	敷地内通路及び公共用歩廊内の通路は、次に定める構造とすること。 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 二 段を設ける場合には、当該段は、第3項第2号から第5号までに定める構造に準じたものとする。 三 敷地内通路にあつては、直接地上へ通ずる第1項第1号に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは公園、広場その他の空地（以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る通路のうち、それぞれ1以上を、公共用歩廊にあつては、主要な通路を、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる第1項第1号に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内通路については、この限りでない。 イ 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。 ロ 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は第4項第2号に定めるエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設けること。 四 建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）の第2項第4号に規定する出入口から道等に至る敷地内通路にあつては1以上を、公共用歩廊にあつては主要な通路を、次に定める構造とすること。 イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 五 敷地内通路又は公共用歩廊内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場（傾斜路の勾配が20分の1以下のものを除く。）は、第2項第5号イからホまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。 六 第3号及び第4号に係る通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。
8 車いす使用者用客室	別表第1のまちづくり施設の欄中第11号の施設のうち、用途面積が2,000平方メートル以上で、かつ、客室の総数が50以上の施設には、車いす使用者が円滑に利用できる次に定める構造の客室を1以上設けること。 一 出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 三 便所は、第5項第1号ロ及びハに定める構造とすることとし、客室内に便所を設置しない

	場合は、当該客室を福祉型便房のある便所に近接した位置に設けること。 四 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に、次に定める構造の浴室等で不特定かつ多数の者が利用するものが設けられている場合は、この限りでない。 イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ハ 出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 ニ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ホ 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
9 観覧席及び客席	別表第1のまちづくり施設の欄中第8号及び第9号の施設並びにスポーツ施設に観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）を設ける場合には、車いす使用者が容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に次に定める構造の席又はスペースを1以上設けること。 一 1席あたりのスペースは、幅 85 センチメートル以上、奥行き 110 センチメートル以上とすること。 二 床は水平とし、及び床の表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。 三 転落防止のため、ストッパー等を設けること。 四 出入口から当該観覧席等に至る通路の有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。
10 手すり	手すりを設ける場合には、手すりの太さは、外径3ないし4センチメートル程度の握りやすいものとし、両端は、下方又は壁方向に曲げること。
11 公衆電話	2機以上の公衆電話を設ける場合には、ダイヤル又はプッシュボタンの高さが 90 センチメートルから 100 センチメートルの公衆電話を1以上設けること。
12 視覚障害者用床材	視覚障害者用床材を設ける場合には、次に定める構造とすること。 一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合には、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とすること。 二 大きさは、縦 30 センチメートル、横 30 センチメートル、形状は JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）T9251 に適合するものを標準とすること。

建築物（望ましい基準）

整備箇所	望ましい基準
1 出入口	出入口は、次に定める構造とすること。 一 直接地上へ通ずる出入口等は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。 イ 有効幅員は、90 センチメートル以上とすること。この場合において、1以上の直接地上へ通ずる出入口の有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合は、有効幅員 120 センチメートル以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上を自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。この場合において、これらの出入口の前後に高低差がないこと。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 二 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口（共同住宅等）にあっては、住戸の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けら

	れる同一の部屋の出入口については、この限りでない。 イ 有効幅員は、90 センチメートル以上とすること。ただし、共同住宅等については、この限りでない。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、開閉により当該戸の一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造のものとする。この場合において、戸の前後に高低差がないこと。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下その他これらに類するもの	廊下等は、次に定める構造とすること。 一 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 二 段を設ける場合は、当該段は、第3項に定める構造に準じたものとする。 三 前項第1号に定める構造の出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の前項第2号に定める構造の各出入口に至る経路における廊下等又は不特定かつ多数の者が利用する室で床面積が 200 平方メートルを超えるものに設けられる通路のうち主要なものは、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、180 センチメートル(廊下等の末端付近(共同住宅等の廊下等の末端付近は除く。)及び区間 50 メートル以内ごとに車いす使用者どうしがすれ違うことができる構造の部分)を設ける場合にあっては、140 センチメートル)以上とすること。 ロ 高低差がある場合は、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は特殊仕様昇降機を設けること。 ハ 前項に定める構造の出入口並びに第4項第2号又は第3号に定める構造のエレベーター及び特殊仕様昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 ニ 壁面には、突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないような措置を講ずること。 ホ 建築物を利用する者が休憩するための設備を適切な位置に設けること。 四 建築物(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。)には、受付等を設け、直接地上へ通ずる出入口(複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあっては、そのうち1以上の出入口)から当該受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。 五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、150 センチメートル(段を併設する場合にあっては、120 センチメートル)以上とすること。 ロ 勾配は、12 分の1以下とすること。 ハ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場を設けること。 ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅 150 センチメートル以上の踊場を設けること。 ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。 ヘ 表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げる。 ト 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。)の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、傾斜路の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設の場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。

3 階段	不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（一般公共の用に供される自動車車庫の場合は、第1号から第6号までに定める構造）とすること。 一 有効幅員は、150 センチメートル以上（共同住宅等については、140 センチメートル以上）とすること。この場合において、手すりの幅を 10 センチメートルを限度として、有効幅員に含めて算定することができる。 二 けあげの寸法は 16 センチメートル以下、踏面の寸法は 30 センチメートル以上とすること。 三 両側に手すりを設けること。 四 主要な階段には、回り段を設けないこと。 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 六 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度差の大きいものとする等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 七 階段の上端に近接する廊下等及び踊場（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。）の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、階段の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設の場合又は階段と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。
4 昇降機	昇降機は、次に定めるところによること。 一 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。 二 前号に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主要な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については、ホ、チ及びヌの規定は、適用しない。 イ かごの奥行きは、内法を 135 センチメートル以上とすること。 ロ かごの幅は、内法で 160 センチメートル以上（共同住宅等においてトランク付きのかごを設置する場合は 140 センチメートル以上）とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。 ハ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 ニ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ヘ 共同住宅等を除き、かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ 90 センチメートル以上とすること。 ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（トの装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 リ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を 180 センチメートル以上とすること。 ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。 三 第1号に規定するエレベーターのうち前号に定める構造のエレベーター以外のものは、

	建築物(整備基準)の表の第4項第2号イからニまで、へ及びりに規定する構造とすること。 四 第1号、第2号又は第3号の措置がとられた乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。
5 便所	便所は、次に定めるところによること。 一 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)には、次に定める基準に適合する便所を設けること。 イ 当該階に設けられる福祉型便房の数は、当該階に設けられる便房の数が200以下の場合には、その数の2パーセント以上とし、200を超える場合には、その数の1パーセントに2を加えた数以上とすること。 ロ 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ハ 福祉型便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ニ 福祉型便房の設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。 ホ 用途面積が2,000平方メートル以上(公衆便所にあつては、50平方メートル以上)の建築物(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)の1以上の福祉型便房(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)には、次に掲げる人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための設備及び介護ベッド(長さ1.2メートル以上のベッドで大人のおむつの交換をすることができるものに限る。)を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を標示すること。 (1) フラッシュバルブ式汚物流し (2) 給湯設備 (3) 荷物を置くための棚その他の設備 (4) 水石けん入れ (5) 紙巻器 (6) 汚物入れ (7) 2以上の衣服を掛けるための金具等 へ 福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、福祉型便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。 二 不特定かつ多数の者が利用する便所に男子用小便器を設ける階には、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。 三 別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号及び第14号の施設並びに病院及び銀行で、用途面積が2,000平方メートル以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を次に定める構造とすること。 イ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。 ロ ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。 ハ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備又はベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。
6 駐車場	駐車場は、次に定めるところによること。 一 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、車いす使用者用駐

	車施設を設けることとし、その数は、全駐車台数が 200 以下のときは、当該駐車台数の2パーセント以上、200 を超えるときは、当該駐車台数の1パーセントに2を加えた数以上とすること。 二 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 イ 車いす使用者用駐車施設は、当該施設から第1項に定める構造の出入口への経路（第3号に定める構造の駐車場内の通路又は第7項第3号に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 ロ 幅は、350 センチメートル以上とすること。 ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 三 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から、当該施設に至る駐車場内の通路は、次項第1号から第3号までに定める構造とすること。
7 敷地内通路等	敷地内通路及び公共用歩廊の通路は、次に定める構造とすること。 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 二 段を設ける場合には、当該段は、第3項第1号から第6号までに定める構造とすること。 三 敷地内通路にあつては、直接地上へ通ずる第1項第1号に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内通路を、公共用歩廊にあつては、主要な通路を、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、第1項第1号に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 イ 有効幅員は、180 センチメートル以上とすること。 ロ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は第4項第2号に定めるエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設けること。 四 建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路及び公共用歩廊の主要な通路は、次に定める構造とすること。 イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 五 敷地内の通路又は公共用歩廊内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場（傾斜路の勾配が 20 分の1以下のものを除く。）は、第2項第5号イ及びハからへまで並びに次に定める構造とすること。 イ 勾配は、15 分の1以下とすること。 ロ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。 六 第3号及び第4号に係る敷地内通路又は公共用歩廊内の通路のうち、主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。
8 車いす使用者用客室	別表第1のまちづくり施設の欄中第 11 号の施設には、客室の総数が 200 以下の場合にはその数の2パーセント以上、客室の総数が 200 を超える場合はその総数の1パーセントに2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる次に定める構造の客室を設けること。 一 出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

	三 便所は、第5項第1号ロ及びハに定める構造とすることとし、客室内に便所を設置しない場合は、当該客室を福祉型便房のある便所に近接した位置に設けること。 四 浴室等は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場合は、この限りでない。 イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ハ 出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 ニ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ホ 床面は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
9 浴室等	不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を前項第4号に定める構造とすること。
10 観覧席及び客席	別表第1のまちづくり施設の欄中第8号及び第9号の施設並びにスポーツ施設に観覧席等を設ける場合においては、車いす使用者が容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に次に定める構造の席又はスペースを、観覧席等の数が400以下のときは2以上、400を超えるときは2に400を超える観覧席等の数200(200に満たない端数は、200とする。)ごとに1を加えた数(その数が20を超えるときは、20)以上設けること。 一 1席あたりのスペースは、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。 二 床は水平とし、及び床の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 三 転落防止のため、ストッパー等を設けること。 四 出入口から当該観覧席等に至る通路の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。
11 授乳及びおむつ替えの場所	別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号及び第14号の施設並びに病院及び銀行で、用途面積が2,000平方メートル以上の建築物には、授乳及びおむつ替えのできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、当該場所の出入口付近に、その旨を標示すること。
12 公衆ファックス	別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号、第11号及び第14号の施設並びに病院で、用途面積が2,000平方メートル以上の建築物には、一般の人が利用できるファックスを1以上設けること。
13 手すり	手すりを設ける場合には、次に定める構造とすること。 一 手すりの太さは、外径3ないし4センチメートル程度の握りやすいものとし、両端は、下方又は壁方向に曲げること。 二 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除き、手すりの両端、わん曲部等については、現在位置、方向、行き先等を点字で表示すること。 三 傾斜路及び階段の両端からそれぞれ45センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、構造上やむを得ない場合においては、この限りでない。
14 公衆電話	2機以上の公衆電話を設ける場合には、ダイヤル又はプッシュボタンの高さが90センチメートルから100センチメートルの公衆電話を1以上設けること。

15 視覚障害者用床材	視覚障害者用床材を設ける場合には、次に定める構造とすること。 一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合には、周囲床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とすること。 二 大きさは、縦 30 センチメートル、横 30 センチメートル、形状は、JIS T9251 に適合するものを標準とすること。
16 カウンター等	カウンター、電話台又はテーブルを設ける場合には、1 以上を次に定める構造とすること。 一 高さは、70 センチメートル程度とすること。 二 車いす使用者に配慮して、下部には、高さ 60 センチメートルから 65 センチメートル、奥行き 45 センチメートル程度の空間を確保すること。
17 水飲み器	水飲み器を設ける場合には、1以上を次に定める構造とすること。 一 飲み口の高さは、70 センチメートルから 80 センチメートルとし、車いす使用者に配慮して、車いすの肘掛が入る空間を確保すること。 二 給水栓は、自動感知式、ボタン式又はレバー式とすること。 三 車いす使用者が容易に近づけるよう周りに空間を確保すること。
18 点滅型誘導灯等	別表第1に掲げるまちづくり施設(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)において、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合には、当該設置場所のうち、聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に、光等による非常警報装置並びに点滅機能及び音声誘導機能のある誘導灯を設けること。

別表第5(第4条関係)
旅客施設(整備基準)

整備箇所	整備基準
1 円滑な移動が確保された経路	円滑な移動が確保された経路は、次に定めるところによること。 一 乗降場ごとに1以上設けること。 二 床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれにかえることができる。 三 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(第6号の基準に適合するものに限る。)又はエレベーター(第7号の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。 四 円滑な移動が確保された経路と公共用通路の出入口は、次に定めるところによること。 イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ロ 直接屋外へ通ずる場合は、出入口が雨にぬれないよう屋根又は次に定めるひさしを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (1) 傾斜路がある場合は、傾斜路がぬれないような大きさにすること。 (2) 自動車からの乗降の際にぬれないような大きさにすること。 ハ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

	(2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 五 円滑な移動が確保された経路を構成する通路は、次に定めるところによること。 イ 有効幅員は、140センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。 ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 (2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ハ 照明設備を設けること。 六 円滑な移動が確保された経路を構成する傾斜路は、次に定めるところによること。 イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 ロ 粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ハ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には注意喚起用床材を敷設すること。ただし、傾斜路の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設の場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。 ニ 勾配は、屋内にあつては12分の1以下、屋外にあつては20分の1以下とすること。 ホ 高さが75センチメートルを超える屋内の傾斜路にあつては高さ75センチメートル以内ごとに、高さが60センチメートルを超える屋外の傾斜路にあつては高さ60センチメートル以内ごとに、踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 ヘ 両側に手すりを設け、傾斜路の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。 ト 両側に側壁又は10センチメートル程度の立上りを設けること。 七 円滑な移動が確保された経路を構成するエレベーターは、次に定めるところによること。 イ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。 ロ かごの内法は、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 ハ かご内に、利用者の背後にある出入口が確認できるよう鏡を設けること。ただし、ロただし書に規定する構造のかごを設けるエレベーターであつて、鏡による背後確認を要しないものにあつては、この限りでない。 ニ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 ホ かごの正面及び両側面の壁面に手すりを設けること。ただし、ハただし書に規定する構造のかごを設けるエレベーターにあつては、この限りでない。 ヘ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。 ト かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。 チ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。 リ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設け
--	--

	られていること。 ヌ かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字が貼り付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。 ル 乗降ロビーは高低差がないものとし、幅及び奥行きがそれぞれ内法180センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、それぞれ内法150センチメートル以上とすることができる。 ヲ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 ワ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 ハ 円滑な移動が確保された経路を構成するエスカレーターは、次に定めるところによること。ただし、ト及びチについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。 ロ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。 ニ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。 ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。 ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 ト 幅は、80センチメートル以上であること。 チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
2 通路	通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。 ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
3 傾斜路	傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この項において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。 四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
4 エスカレーター	エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設

	備を設けること。
5 階段	階段(踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 けあげの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上、けこみの寸法は2センチメートル以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。 二 手すりを両側に設け、かつ、幅員が4メートルを超える場合には、中間にも手すりを設けるとともに、階段の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 四 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 五 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 六 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 八 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 九 照明設備が設けられていること。
6 視覚障害者用床材	視覚障害者用床材は、次に定めるところによること。 一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合には、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とすること。 二 大きさは、縦30センチメートル、横30センチメートルとし、形状は、JIS T9251に適合するものを標準とすること。 三 以下の施設には、視覚障害者用床材を設けること。ただし、旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、敷設しないことができる。 イ 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの。この場合、誘導用床材にかえて音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けることができる。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 ロ イの規定により誘導用床材が敷設された通路等と第1項第7号ルの基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、次項第4号の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口並びに第9項の基準に適合する乗車券等販売所及び案内所との間の経路を構成する通路等。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。 ハ 階段、傾斜路並びにエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等
7 案内設備	案内設備は、次に定めるところによること。 一 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 二 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は次号に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示するJIS Z8210に適合する標識を設けること。 三 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又

	は改札口。以下本項において同じ。)の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第1項第3号前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 四 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 五 公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、周辺の施設等の案内を行う誘導案内板を設けること。 六 前号の誘導案内板は、明確で分かりやすい表示とし、視覚障害者に配慮して点字案内板、触知案内板等を設けること。
8 便所	便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 三 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。 四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。 五 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号から前号までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 イ 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 六 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、第1項5号に定める基準に適合するものであること。 ロ 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 ハ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 ニ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 ホ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は、80センチメートル以上であること。 (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ヘ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 七 第5号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 八 第6号ロ、ホ及びヘの規定は、第7号の便房について準用する。 九 第6号イからハまで、ホ、ヘ及び第7号ロからニまでの規定は、第5号ロの便所について準用する。この場合において、第7号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替える

	ものとする。
9 乗車券等販売所、待合所及び案内所	乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 円滑な移動が確保された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、第1項5号に掲げる基準に適合するものであること。 二 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、80センチメートル以上であること。 ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は、80センチメートル以上であること。 (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 三 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 四 前号の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。 五 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。 六 券売機を設ける場合は、金銭投入口の高さは、130センチメートル程度とし、運賃等を点字で表示すること。
10 鉄道駅、軌道停留場	一 改札口は、次に定めるところによること。 イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ロ 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示すること。 二 プラットホーム(軌道停留場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ニ及びチの規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームには、適用しない。 イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。 ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。 ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ニ 排水のための横断勾配は、1パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ヘ 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、ホームドア又は可動式ホームさく(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)が設けられていること。 ト ヘに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

	こと。 チ プラットホームの線路側以外の縁端には注意喚起用床材を敷設し、両端には高さ110センチメートルから150センチメートル程度の転落防止のためのさくを設けること。 リ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ヌ 照明設備が設けられていること。 ル ベンチ等利用者の休憩用の施設を設けること。
11 バスターミナル	乗降場は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のに供する場所(以下「バス車両用場所」という。)に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。 三 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。
12 旅客船ターミナル	一 乗降用設備を設置する場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。 ロ 幅は、90センチメートル以上であること。 ハ 手すりが設けられていること。 ニ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 二 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。
13 航空旅客ターミナル施設	一 保安検査場において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けること。 二 前号の通路の幅は、90センチメートル以上であること。 三 保安検査場の通路に設けられる戸については、第1項第5号ロ(2)の規定は適用しない。 四 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。 五 旅客搭乗橋は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ハ及びニについては、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 イ 幅は、90センチメートル以上であること。 ロ 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。 ハ 勾配は、12分の1以下であること。 ニ 手すりが設けられていること。 ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 六 旅客搭乗橋については、第11項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。 七 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅が80センチメートル以上であること。

14 その他の施設	本表の整備箇所欄に定めのない施設であって、別表第4の整備箇所欄に定めのある施設(望ましい基準を含む。)については、同表の基準を適用する。
-----------	--

別表第6(第4条関係)
道路(整備基準)

整備箇所	整備基準
1 歩道	歩道については、次に掲げる基準によるほか、福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年福岡県条例第61号。以下「移動円滑化条例」という。）第5条第2項、第6条第1項及び第7条第1項の規定を準用する。この場合において、移動円滑化条例第5条第2項、第6条第1項及び第7条第1項中「歩道等」とあるのは、「歩道」と読み替えるものとする。 一 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。 二 歩道等面における勾配は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車椅子等の安全な通行を考慮して以下を標準とすること。 イ 横断勾配は、2パーセント以下とすること。 ロ 縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないこと。 三 歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。 四 歩道上の標識柱、街灯柱等は、可能な限り共架し、整理統合に努めることにより、歩道の有効幅員を広く確保すること。
2 歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分	交差点等歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分については、切下げ部分に排水ますが位置しないように配慮することとするほか、移動円滑化条例第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「横断歩道に接続する歩道等の部分」とあるのは、「歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分」と読み替えるものとする。
3 歩道を横断する車両出入口	歩道を横断する車両出入口については、歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮することとするほか、移動円滑化条例第8条第1項（ただし書を除く。）の規定を準用する。
4 視覚障害者用床材	視覚障害者用床材については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第34条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。 一 公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。 二 形状は、JIS T 9251に適合するものを標準とすること。
5 立体横断歩道施設	立体横断歩道施設については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第13条第4号及び第6号、第15条第3号及び第5号並びに第16条第2号、第3号、第5号及び第6号の規定を準用する。 一 照明を設置すること。 二 駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、移動円滑化条例第12条各号に掲げる構造を有するエレベーター又は移動円滑化条例第13条各号に掲げる構造を有する傾斜路を設けること。
6 乗車場	バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。

7 案内表示	案内表示は、高齢者、障害者等が、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。
--------	---

備考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、この表の規定にかかわらず、同法第10条第1項に基づき道路管理者が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道にあっては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。））に定めるところによること。

道路（望ましい基準）

整備箇所	望ましい基準
1 歩道	歩道については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定を準用する。この場合において、移動円滑化条例第5条、第6条及び第7条第1項中「歩道等」とあり、及び「歩道等（車両乗り入れ部を除く。）」とあるのは「歩道」と、第6条第2項中「二パーセント以下とすることができる。」とあるのは「この限りではない。」と読み替えるものとする。 一 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 二 歩道等面に縦断勾配を設ける箇所には、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車椅子等の安全な通行を考慮して、横断勾配は設けないこと。 三 歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。 四 歩道上の標識柱、街灯柱等は、可能な限り共架し、整理統合に努めることにより、歩道の有効幅員を広く確保すること。
2 歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分	交差点等歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分については、切下げ部分に排水ますが位置しないように配慮することとするほか、移動円滑化条例第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「横断歩道に接続する歩道等の部分」とあるのは、「歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分」と読み替えるものとする。
3 歩道を横断する車両出入口	歩道を横断する車両出入口については、歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮することとするほか、移動円滑化条例第8条第1項（ただし書を除く。）の規定を準用する。
4 視覚障害者用床材	視覚障害者用床材については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第34条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。 一 公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。 二 形状は、JIS T 9251 に適合するものを標準とすること。

5 立体横断歩道施設	立体横断歩道施設については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第13条第4号及び第6号、第15条第3号及び第5号並びに第16条第2号、第3号、第5号及び第6号の規定を準用する。 一 照明を設置すること。 二 駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、移動円滑化条例第12条各号に掲げる構造を有するエレベーター又は移動円滑化条例第13条各号に掲げる構造を有する傾斜路を設けること。 三 必要に応じ、移動円滑化条例第14条各号に掲げる構造を有するエスカレーターを設置すること。
6 乗車場	バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。
7 案内表示	案内表示は、高齢者、障害者等が、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。
8 視覚障害者用信号機	信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機の設置に努めること。
9 休憩所の設置	歩行者用の休憩所を設けること。

備考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、この表の規定に関わらず、同法第10条第1項に基づき道路管理者が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道にあつては、道路移動等円滑化基準）に定めるところによること。

別表第7（第4条関係）
公園（整備基準）

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の出入口については、車椅子使用者等に配慮して、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号。以下「都市公園条例」という。）別表第5の1の項第1号（同号ハを除く。）に掲げる基準に適合した出入口を少なくとも1箇所設けること。
2 園路	園路については、次に掲げる基準によるほか、都市公園条例別表第5の1の項第2号ニからリまでの規定を準用する。 一 有効幅員は、原則として180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅を120センチメートル以上とすることができる。 二 前号ただし書の場合においては、主要動線の園路については、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること。 三 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、園路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 四 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合においては、第4項に規定する構造の傾斜路を併設すること。
3 階段	一 階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第3号（同号ハを除く。）の規定を準用する。ただし、主要動線の階段以外の階段の手すりについては、片側のみに設けることで足りる。 二 主要動線に階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第4号の規定を準用する。

4 傾斜路	傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第5号の規定を準用する。
5 視覚障害者用床材等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所については、都市公園条例別表第5の1の項第6号及び第7号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。
6 野外テーブル	野外テーブルを設ける場合においては、車椅子使用者等に配慮して、使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設け、やむを得ない場合を除き、段差を設けないこと。
7 飲用水栓	飲用水栓を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の9の項の規定を準用する。この場合において、同項中「水飲場」とあるのは、「飲用水栓」と読み替えるものとする。
8 手洗場	手洗場を設ける場合においては、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。
9 駐車場	駐車場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の7の項の規定を準用する。
10 休憩所等	一 休憩所等の施設を設ける場合においては、車椅子使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮した配置、間取等であることとし、そのうち1以上は、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までに掲げる基準に適合するものであること。 二 休憩所等の施設内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。
11 管理事務所	一 管理事務所を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までの規定を準用する。 二 管理事務所内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。
12 便所	車椅子使用者等に配慮した便所及び便房を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の8の項第1号、第3号イ及び第4号ロからへまでの規定を準用する。
13 案内表示	公園の出入口等に、案内板を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の11の項の規定を準用する。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、都市公園条例別表第5の2の項に掲げる基準に適合するものであること。
15 野外劇場	野外劇場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の5の項第1号、第2号イからへまで、第3号並びに第5号イ及びロの規定を準用する。
16 野外音楽堂	前項の規定は、野外音楽堂について準用する。

公園（望ましい基準）

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の出入口については、車椅子使用者等に配慮して、都市公園条例別表第5の1の項第1号（同号ハを除く。）に掲げる基準に適合した出入口を少なくとも1箇所設けること。

2 園路	園路は、次に掲げる基準によるほか、都市公園条例別表第5の1の項第2号ニからリまでの規定を準用する。 一 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 二 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、園路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 三 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合においては、第4項に規定する構造の傾斜路を併設すること。
3 階段	一 階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第3号（同号ハを除く。）の規定を準用する。ただし、主要動線の階段以外の階段の手すりについては、片側のみに設けることで足りる。 二 主要動線に階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第4号の規定を準用する。
4 傾斜路	傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第5号の規定を準用する。
5 視覚障害者用床材等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所については、都市公園条例別表第5の1の項第6号及び第7号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。
6 野外テーブル	野外テーブルを設ける場合においては、車椅子使用者等に配慮して、次に掲げる基準によること。 一 車椅子使用者等が使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設け、やむを得ない場合を除き、段差を設けないこと。 二 下部には、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。
7 飲用水栓	飲用水栓を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の9の項の規定を準用する。この場合において、同項中「水飲場」とあるのは、「飲用水栓」と読み替えるものとする。
8 手洗場	手洗場を設ける場合においては、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。
9 駐車場	駐車場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の7の項の規定を準用する。
10 休憩所等	一 休憩所等の施設を設ける場合においては、車椅子使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮した配置、間取等であることとし、そのうち1以上は、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までに掲げる基準に適合するものであること。 二 休憩所等の施設内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。
11 管理事務所	一 管理事務所を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までの規定を準用する。 二 管理事務所内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。
12 便所	車椅子使用者等に配慮した便所及び便房を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の8の項第1号、第3号イ及び第4号ロからヘまでの規定を準用する。

13 案内表示	公園の出入口等に案内板を設ける場合においては、次に掲げる基準を満たすこと。 一 公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に掲げる事項に留意し、視覚障害者のための案内板を設けること。 イ 点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示すること。 ロ できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にすること。 ハ 必要に応じ、盲導鈴等を設けること。 二 前号に掲げるもののほか、案内表示については、都市公園条例別表第5の11の項の規定を準用する。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、都市公園条例別表第5の2の項に掲げる基準に適合するものであること。
15 野外劇場	野外劇場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の5の項第1号、第2号イからへまで、第3号並びに第5号イ及びロの規定を準用する。
16 野外音楽堂	前項の規定は、野外音楽堂について準用する。

別表第8(第4条関係)
路外駐車場(整備基準)

整備箇所	整備基準
路外駐車場(建築物以外のもの)	次の基準に適合する車いす使用者用駐車施設を、1以上設けること。 一 幅は、350センチメートル以上とすること。 二 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 三 当該施設から次号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 四 当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にすること。 五 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 六 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 七 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 八 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。 イ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ハ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 ニ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

別表第9(第4条関係)

住宅開発団地(整備基準)

整備箇所	整備基準
1 団地内歩道	歩道は、道路構造令に従って設けることとし、別表第6の道路の整備基準によること。
2 団地内公園	団地内に公園を設ける場合は、別表第7の公園の整備基準によること。

別表第10(その1)建築物

図面の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、まちづくり施設及びその出入口の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、敷地内の通路の位置、幅員、仕上げ材料及び仕上げ方法(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらを含む。)、敷地内の通路に設けられる特殊仕様昇降機、排水溝の位置、手すり及び視覚障害者用床材の位置並びに敷地内の車路の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、まちづくり施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅員、出入口に設けられる戸の開閉の方法、人又は標識により視覚障害者にまちづくり施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所の位置、廊下等の位置、幅員、仕上げ材料及び仕上げ方法(当該廊下等が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらを含む。)、廊下等に設けられる特殊仕様昇降機、まちづくり施設を利用する者の休憩の用に供するための設備、突出物、手すり、視覚障害者用床材及び音声により視覚障害者を誘導する装置の位置、階段の位置、幅員及び形状、階段に設けられる手すり及び視覚障害者用床材の位置、エレベーター(特殊仕様昇降機を除く。以下同じ。)の位置、福祉型便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房(福祉型便房を除く。以下同じ。)のある便所、床置き式の小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から当該施設に至る駐車場内の通路の位置、幅員、仕上げ材料、仕上げ方法(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらを含む。))及び当該通路に設けられる特殊仕様昇降機の位置、車いすを使用している者が円滑に利用できる観覧席の位置、授乳場所、公衆電話、公衆ファックス、カウンター等、水飲み器並びに点滅型誘導灯等の位置
縦断面図	廊下等若しくは敷地内の通路に設けられる段又は階段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	廊下等又は敷地内の通路に設けられる傾斜路	縮尺、高さ、長さ並びに踊場の踏幅及び構造

構 造 詳 細 図	エレベーター	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	便所	縮尺、福祉型便房のある便所の構造、福祉型便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器の構造
	手すり	縮尺、外形、両端部及びわん曲部の構造並びに傾斜路及び階段の両端部の構造
	視覚障害者用床材	縮尺、視覚障害者用床材及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状
	カウンター等	縮尺、カウンター、電話台及びテーブルの構造
	水飲み器	縮尺、飲み口及び給水栓の構造及び寸法
	点滅型誘導灯等	縮尺並びに誘導灯及び自動火災報知設備等の構造

別表第 10(その2) 旅客施設

図面の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、円滑な移動が確保された経路、当該旅客施設及び円滑な移動が確保された経路と公共用通路の出入口の位置、施設内の通路の位置、幅員、仕上げ材料及び仕上げ方法(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらを含む。)、エレベーターの位置、排水溝の位置、手すり及び誘導用床材の位置、屋根又はひさし、誘導案内板の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、円滑な移動が確保された経路、当該旅客施設に設ける出入口の位置及び幅員、改札口の位置及び幅員、通路の位置、傾斜路の位置及び傾斜路に設けられる手すりの位置、階段の位置及び階段に設けられる手すりの位置、改札口及び案内所から改札口に至る誘導用床材の位置、乗車券等販売所(券売機)の位置、乗降場、乗降場の縁端の注意喚起用床材及び転落防止さくの位置、出入口に設けられる戸の開閉の方法、人又は標識により視覚障害者に当該旅客施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所の位置、誘導用床材及び音声により視覚障害者を誘導する装置の位置、エレベーターの位置、当該規則の整備基準を満たす便所及びそれ以外の便所の位置
縦横断面図	主要な階段	縮尺並びにけあげ、踏面及びけこみの構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ並びに踊場の踏幅及び構造
	プラットフォーム	縮尺、床面の構造及び寸法、転落防止さくの寸法、乗降場と電車との隙間及び段差の寸法

構造詳細図	エレベーター	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられる鏡、手すり、かごの停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	手すり	縮尺、外形、両端部及びわん曲部の構造並びに傾斜路及び階段の両端部の構造
	視覚障害者用床材	縮尺、視覚障害者用床材及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状

別表第 10 (その 3) 道路

図面の種類		明示すべき事項
箇所図		方位、位置及び目標となる地物
平面図		縮尺、方位、道路の境界線、道路の高低、道路と道路に接する周囲の土地の高低、歩道と車道の位置及び幅員、歩道の仕上げの材料及び仕上げの方法、排水溝及び排水ますの位置、道路内構造物の位置、歩道を横断する車両出入口の位置、視覚障害者用床材の位置、立体横断歩道施設に設置する階段、手すり、エレベーター及び照明の位置、乗車場並びに案内表示板及び休憩所の位置
縦横断面図	歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分	縮尺並びに段差及びすりつけ勾配の寸法
	歩道を横断する車両出入口	縮尺及び横断勾配の寸法
構造詳細図	歩道	縮尺、歩道の舗装の構造及び寸法並びに排水溝及び排水ますの構造（当該歩道が階段及び傾斜路を含む場合にあっては、それらの構造を含む。）
	立体横断歩道施設	縮尺、階段、通路及びエレベーターの構造並びに照明の位置
	視覚障害者用床材	縮尺、視覚障害者用床材及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状

別表第 10 (その 4) 公園

図面の種類		明示すべき事項
箇所図		方位、位置及び目標となる地物

平面図		縮尺、方位、公園の境界線、公園の出入口の位置及び幅員、車止め柵の位置、間隔及び当該柵の前後に設ける水平部分の寸法、園路の位置、幅員、仕上げ材料（当該園路が段、傾斜路又はその踊場若しくは水平部分を有する場合にあっては、それらを含む。）及び当該園路を横断する排水溝の位置、階段及び傾斜路の位置、幅員、形状及び手すりの位置、階段に設けられる注意喚起用床材及び照明の位置、野外テーブル及び飲用水栓の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置、幅及び奥行き、安全路の位置及び幅員、休憩所等の位置、車いす使用者等に配慮した便所の位置並びに案内板の位置
縦横断面図	園路	縦断勾配、横断勾配、縁石の切り下げ寸法及び危険防止用縁石の寸法
	園路に設けられる傾斜路	縮尺、高さ、長さ並びに水平部分の寸法及び構造
	段又は階段	縮尺並びにけあげ、踏面、けこみ及び踊場の構造及び寸法
構造詳細図		縮尺、園路を横断する排水溝、危険防止用縁石、格子蓋及びマンホール等、野外テーブル、飲用水栓、休憩所等、車いす使用者等に配慮した便所及び案内板の構造

別表第 10(その5) 開発団地

図面の種類	明示すべき事項
位置図	方位、位置及び目標となる地物
造成計画平面図	縮尺、方位及び開発区域の境界並びに歩道にあっては、別表第10(その3)の平面図に明示すべき事項、公園にあっては、別表第10(その4)の平面図に明示すべき事項
造成計画縦横断面図	歩道にあっては、別表第10(その3)の縦横断面図に明示すべき事項、公園にあっては、別表第10(その4)の縦横断面図に明示すべき事項
構造詳細図	歩道にあっては、別表第10(その3)の構造詳細図に明示すべき事項、公園にあっては、別表第10(その4)の構造詳細図に明示すべき事項

別表第 10(その6) 路外駐車場

図面の種類	明示すべき事項
箇所図	方位、位置及び目標となる地物
平面図	縮尺、方位、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに当該施設から出入口までの通路の位置及び幅員（当該通路が傾斜路若しくはその踊り場を有する場合にあっては、それらを含む）
縦横断面図	通路に設けられる傾斜路
	縮尺、高さ、長さ並びに踊場の踏幅及び構造

チェックリスト(福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項第1号関係)

まちづくり施設整備項目表(建築物)

平成 年 月 日作成	作成者氏名	TEL
届 出 者 氏 名		
施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在		
施 設 の 概 要 用途: / 階数: / 延べ面積:		

記入方法

◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「●整」「◎望」を各項目ごとに記入する。 ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要場合は図面等を添付する。 ◆ 「●整」「◎望」の欄は、「●整備基準」「◎望ましい基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入する。 ※ 「○」印:基準に適合する、該当する 等 「×」印:基準に適合しない 「/」印:当該事項が関係しない	整備内容の確認及び総合判定		
	整備概要	●整	◎望
	記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm	○	○

留意事項:○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

1 建築物	1 出入口	1.直接地上へ通ずる出入口		整備内容の確認及び総合判定		
		● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。				
		◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。				
		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
		① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。 (最低1カ所を120cm以上。)	内のり幅: cm 有効幅: cm	
		② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	120cm以上の建物出入口のうち最低1カ所は自動開閉とし、その他は同左。		
		③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。		
		2.車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口		整備内容の確認及び総合判定		
		● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。				
		◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。				
		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
		① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。	内のり幅: cm 有効幅: cm	
		② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	同左。		
		③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。		
		3.各室出入口		整備内容の確認及び総合判定		
		○ 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口に適用される。 ※主として高齢者又は障害者等が利用する施設にあっては、「専らその施設を利用する高齢者、障害者等」も「不特定かつ多数の者」に含まれる。以下同じ。				
		● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。(用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。)				
		● 共同住宅等は、住戸の出入口のうち最低1カ所に適用される。				
		◎ 共同住宅等は、住戸の出入口のすべてについて適用される。				
		◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する同一の部屋の出入口には適用されない。				
		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
		① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。(共同住宅等は80cm以上。)	内のり幅: cm 有効幅: cm	
		② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、開閉時に廊下等に突出しない構造。前後に高低差がないこと。		
		③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。		

2 廊下その他これらに類するもの	1.廊下等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 床面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
	② 段差	階段の整備基準に準拠。	階段の望ましい基準に準拠。			
	2.建物出入口と室出入口とを結ぶ廊下、大規模居室内の主要な通路等			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 建築物の出入口の基準を満たす当該出入口間の経路となる廊下等、及び床面積が200㎡を超える不特定多数の者が利用する室内の主要な通路に適用される。					
	○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。					
	● 最低1経路は整備基準を満たすこと。(用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。)					
	● 整備基準を満たす昇降機が設置される場合、当該昇降機の出入口付近は廊下等に含まれる。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。ただし、末端付近(共同住宅等を除く)及び50m以内ごとに車いすどうしがすれ違える構造の部分を設置の場合は140cm以上で可。			
	② 車いすの転回スペース	末端付近(共同住宅等を除く)を車いすの転回に支障のない構造とし、かつ50m以内ごとに車いすの転回が可能な構造の部分を設置。				
	③ 高低差のある場合	整備基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。	望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。			
	④ 水平部分	整備基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。	望ましい基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。			
	⑤ 壁面の配慮		壁面の突出物の解消。やむを得ない場合は視覚障害者の通行に支障のない措置。			
	⑥ 休憩設備		建築物利用者が休憩するための設備を適切な位置に設置。			
	3.建物出入口と受付等とを結ぶ廊下等			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等に適用される。					
	○ 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。					
	○ 建物出入口において常勤し視覚障害者を誘導できる者がいる場合など、視覚障害者の誘導上支障のない場合は適用されない。					
	● 用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 視覚障害者の誘導	最低1経路に、視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。(近接した建物出入口がある場合はそのうち最低1カ所が対象。)			

4.傾斜路及び踊場			整備内容の確認及び総合判定		
○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。 ● 用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 有効幅員	120cm以上。(段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。(段併設の場合は120cm以上。)			
② 勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	1/12以下。			
③ 踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。			
④		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。			
⑤ 手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。			
⑥ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
⑦ 識別性	傾斜路は、踊場及び接する廊下等の色と大きな明度差をつける等で識別しやすいもの。	同左。			
⑧ 注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(※1)(※2)	同左。			
※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (※2) 傾斜路上端付近の廊下等を、主に自動車の駐車のために供する場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合は適用されない。				
3 階段 1.避難階以外の階に通ずる階段			整備内容の確認及び総合判定		
○ 不特定かつ多数の者が利用し、かつ直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(踊場を含む。)に適用される。 ○ 共同住宅等については共用階段に適用され、学校、事務所及び工場については主要な階段に適用される。 ● 共同住宅等については、不特定かつ多数の者が利用する階のすべてに停止する昇降機が設置される場合には適用されない。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 有効幅員	120cm以上。(用途面積300㎡未満の建築物及び一般公共用の自動車車庫を除く。) 手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。	150cm以上。(共同住宅等は140cm以上。) 手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。			
② 段の構造		けあげ16cm以下、踏面を30cm以上。			
③ 手すり	手すりを設置。	両側に手すりを設置。			
④ 回り段の回避	主要な階段は回り段以外の構造。(困難な場合を除く。)	主要な階段は回り段以外の構造。			
⑤ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
⑥ 識別性	踏面端部とその周囲の部分と大きな明度差をつける等、段を容易に識別でき、かつ段鼻の突き出しがないこと等によるつまずきにくい構造。	同左。			
⑦ 注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(※1)(※2)	同左。			
※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (※2) 階段上端付近の踊場を、主に自動車の駐車のために供する場合、又は階段と連続して手すりを設ける場合は適用されない。				

4 昇降機	1.エレベーター(設置義務)			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 不特定かつ多数の者が利用し、避難階以外の階を有する建築物に適用される。 ○ 車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用されない。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 設置義務	避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上(※1)のものにはかごが当該階に停止するエレベーターを設置。(※2)	避難階以外の階を有する建築物には、かごが当該階に停止するエレベーターを設置。			
	②		最低1機は望ましい基準を満たす構造で、かつ主要な廊下等に近接して設置。			
	③		望ましい基準適合等以外は整備基準に準拠した構造とする。			
	※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場については、かつ階数が5以上。 (※2) 当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が容易に享受又は購入できる措置を講じる場合は設置義務は適用されない。				
	2.エレベーター(構造)			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 車いす使用者用駐車施設のない駐車場のみの階には適用されない。 ○ 設置義務がある場合、最低1機は基準を満たすこと。 ● 避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上のものに適用される。(設置義務等は前項参照) ◎ 避難階以外の階を有する建築物に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① かごの奥行き	内法135cm以上。	同左。			
	② かごの平面形状	かごの幅は内法で140cm以上。車いすの転回に支障のない形状。(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場においてかご正面壁に鏡を設置する場合を除く。)	かごの幅は内法で160cm以上。車いすの転回に支障のない形状。(共同住宅等においてトランク付きのかごを設置する場合は140cm以上。)			
	③ かご内の表示装置	かご内に、かごの停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置。	同左。			
	④ 乗降ロビーの表示装置	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置。	同左。			
	⑤ かご内の音声装置	かご内に、かごの到着階及び戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置。(※1)	同左。			
	⑥ かご及び昇降路の出入口の有効幅員	それぞれ80cm以上。	それぞれ90cm以上。(共同住宅等を除く。)			
	⑦ かご内及び乗降ロビーの制御装置	車いす使用者が利用しやすい位置に設置。	同左。			
	⑧	上記以外は視覚障害者が円滑に操作できる構造。(※1)	同左。			
	⑨ 乗降ロビーの構造	高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法150cm以上。	高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法180cm以上。			
	⑩ 乗降ロビーの音声装置	かごの昇降方向を知らせる音声装置を設置。(※1)(※2)	同左。			
	⑪ 標示	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障害者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標示	同左。			
	※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設は除く。 (※2) かご内にかごの到着開戸時に同様に機能する装置がある場合を除く。				

5 便所	1.福祉型便房			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。 ◎ 車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用しない。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	設置義務	建築物ごとに福祉型便房のある便所を最低1カ所設置。(男女の別がある場合はそれぞれ最低1カ所)	階ごとに福祉型便房を当該階の便房総数の2%以上設置。(当該階の便房総数200超の場合は1%+2以上)			
②			福祉型便房のない便所並びに腰掛け便座及び手すりの設けられた便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設置。			
③	内部障害者等への配慮	用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物の1以上の福祉型便房には人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(※1)	用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物には、次に掲げる人工肛門又は人工ぼうこうの使用者用設備及び介護ベッド(長さ1.2m以上で大人のおむつ交換ができるもの)を設けた福祉型便房を最低1ヶ所(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(※1) (1)フラッシュバルブ式汚物流し (2)給湯設備 (3)荷物置き棚その他の設備 (4)水石けん入れ (5)紙巻器 (6)汚物入れ (7)2以上の衣服を掛けるための金具等			
④	出入口の有効幅員	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は80cm以上。	同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
⑤	戸の構造	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。	同左。			
⑥	標示	出入口又はその付近に福祉型便房である旨を標示。	同左。			
	※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。				
	2.男子用小便器			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	設置義務	建築物ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。	階ごとに最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。			
	3.乳幼児用設備			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。(※1)					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	設置義務	ベビーチェア等乳幼児を座らせる設備を設けた便房を最低1カ所以上。	同左。			
②		ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を最低1以上。(ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は適用しない。)	同左。			
③	標示	ベビーチェア、ベビーベッド等設備を設けた便房及び便所出入口又はその付近にその旨を標示。	同左。			
	※注	(※1) 別表第1欄第2, 4, 14号の施設(官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等施設、物品販売業店舗)並びに病院、銀行のうち用途面積が2,000㎡以上の建築物に適用される。				

6 駐 車 場	1.車いす使用者用駐車施設及び建物出入口等への経路となる通路			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合適用される。 ○ 「建物出入口等」とはそれぞれの基準を満たすものに限られ、「経路となる通路」とは表面・段・幅員・高低差に関するそれぞれの基準を満たす敷地内通路及び駐車場内の通路を含むものに限られる。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 設置義務	車いす使用者用駐車施設を最低1カ所設置。	車いす使用者用駐車施設を駐車台数の総数の2%以上(当該駐車台数の総数200超の場合は1%+2以上)設置。			
	② 設置位置	車いす使用者用駐車施設は、建物出入口等への経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置。	同左。			
	③ 幅	車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上。	同左。			
	④ 表示	車いす使用者用駐車施設に車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示。	同左。			
7 敷 地 内 通 路 等	⑤ 建物出入口等への通路の構造	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の整備基準に準拠。	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の望ましい基準に準拠。			
	1.敷地内通路等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
	○ すべての敷地内通路及び公共用歩廊の通路が満たすべき共通性能としての規定。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 表面の仕上	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
	② 段の構造	建築物の階段の、手すり・回り段・表面・識別性に関する整備基準を満たす構造。	建築物の階段の、有効幅員・段・手すり・回り段・表面・識別性に関する望ましい基準を満たす構造。			
	2.建物出入口と道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ経路となる通路等			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 建物出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ敷地内通路及び公共用歩廊の主要な通路に適用される。 ○ 「建物出入口」、「車いす使用者用駐車施設」とはそれぞれの基準を満たすものを指し、「道等」とは道若しくは公園、広場その他の空地を指す。 ○ 建物出入口と道等を結ぶ通路については、地形条件等により当該構造とすることが著しく困難で、かつ建物出入口まで直接車で寄り付ける場合は適用されない。 ● それぞれ最低1経路は整備基準を満たすこと。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 幅員	120cm以上。	180cm以上。			
	② 車いすの転回スペース	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設置。				
	③ 高低差がある場合	敷地内通路に設ける場合の整備基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。	敷地内通路に設ける場合の望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。			
	④ 排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。			
	3.建物出入口と道等とを結ぶ経路となる通路等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 建物出入口から道等に至る敷地内通路、公共用歩廊の主要な通路に適用される。 ○ 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。 ● 最低1経路は整備基準を満たすこと。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 視覚障害者の誘導	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	同左。			
	② 注意喚起用床材	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路および段の上端付近の敷地内通路及び踊場に、注意喚起用床材を敷設。	同左。			

8 車いす 使用者 用客室	③ 排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋を、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。			
	4.敷地内通路等に設ける傾斜路及び踊場			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 傾斜路の勾配が1/20以下のものを除く。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 有効幅員	120cm以上。 (段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。 (段併設の場合は120cm以上。)			
	② 勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	1/15以下。			
	③ 踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。			
	④		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。			
	⑤ 手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。			
	⑥ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
	⑦ 識別性	傾斜路は踊場及び接する敷地内通路の色と大きな明度差をつける。	同左。			
	1.車いす使用者用客室			整備内容の確認及び総合判定		
	● 別表第1欄中第11号(宿泊施設)の施設で用途面積が2,000㎡以上、かつ客室の総数が50以上の施設には、1以上設置。 ◎ 別表第1欄中第11号(宿泊施設)の施設には、客室総数の2%以上(客室の総数が200超の場合は1%+2以上)設置。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 設置義務	用途面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上の宿泊施設には、車いす使用者用客室を1以上設置すること。	宿泊施設には、客室総数の2%以上(客室総数が200を超える場合は1%+2以上)の車いす使用者客室を設置すること。			
	② 出入口の有効幅員	80cm以上。	同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
	③ 出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、その前後に高低差なし。	同左。			
	④ 空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保。	同左。			
	⑤ 便所の出入口の有効幅員	80cm以上。(※1)	同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
	⑥ 便所の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。(※1)	同左。			
	⑦ 浴室内の配置	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。(※2)	同左。			
	⑧ 浴室内空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。(※2)	同左。			
	⑨ 浴室出入口の有効幅員	80cm以上。(※2)	同左。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
	⑩ 浴室の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。(※2)	同左。			
	⑪ 浴室内床面の仕上げ	濡れても滑りにくい材料。(※2)	同左。			
	※注	(※1) 客室内に便所を設けない場合、当該客室は不特定かつ多数の者が利用する福祉型便房のある便所に近接した位置に設置すること。 (※2) 当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場合は適用しない。				

9 (条例 附 置 施 設)	1.浴室等			整備内容の確認及び総合判定		
	◎ 不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、1以上設置。(男子、女子用の区分がある場合はそれぞれ1以上)。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 配置		浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。			
	② 空間の確保		車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保。			
	③ 出入口の有効幅員		80cm以上。	内のり幅: cm 有効幅: cm		
	④ 戸の構造		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。			
	⑤ 床面の仕上げ		濡れても滑りにくい材料。			
	2.観覧席及び客席			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 娯楽施設、集会施設、スポーツ施設に、観覧席等を設ける場合には、車いす使用者用観覧スペースを設置する。構造は下記基準による。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 設置義務	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に最低1カ所設置。	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に2カ所(観覧席総数が400超の場合は2カ所+超過200席までごとに1カ所加算(上限20))以上設置。			
	② 客席スペース	1席あたり、幅85cm以上、奥行き110cm以上。	1席あたり、幅90cm以上、奥行き120cm以上。			
	③ 床面の仕上げ	水平とし表面は粗面又は滑りにくい材料。	同左。			
	④ 転落防止措置	転落防止ストッパー等を設置。	同左。			
	⑤ 有効幅員	出入口との経路となる通路の幅員は120cm以上。	同左。			
	3.授乳及びおむつ替えの場所			整備内容の確認及び総合判定		
	◎ 用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、物品販売業を営む店舗並びに病院及び銀行について適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 設置義務		授乳及びおむつ替えのできる場所を設置。			
10 (設置時の基準)	② 配置		ベビーベッド、いす等を適切に配置。			
	③ 標示		出入口付近にその旨の標示。			
	1.手すり			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 手すりを設ける場合に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 形状	太さは外径3～4cm程度とし、両端は下方又は壁方向に曲げる。	同左。			
	② 誘導設備		両端・わん曲部等に、現在位置・方向・行き先等を点字表示。(※1)			
	③ 水平部分		傾斜路及び階段の手すりの両端は45cm以上の水平部分を設置。(構造上やむを得ない場合を除く。)			
	※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。				
	2.公衆電話			整備内容の確認及び総合判定		
	○ 2機以上の公衆電話を設ける場合に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 操作部分の高さ	最低1機はダイヤル及びプッシュボタンの高さ90～100cmとなるよう設置。	同左。			
	3.公衆ファックス			整備内容の確認及び総合判定		
	◎ 用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、宿泊施設、物品販売業を営む店舗並びに病院について適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 設置義務		最低1機は公衆ファックスを設置。			

4.視覚障害者用床材			整備内容の確認及び総合判定		
○ 視覚障害者用床材を設置する場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 識別性	原則として黄色。これによりがたい場合は周囲の床材と明度差又は輝度差の大きい色。	同左。			
② 標準形状	大きさは30cm角とし、形状はJIS T9251に適合するものを標準。	同左。			
5.カウンター等			整備内容の確認及び総合判定		
◎ カウンター・電話台・テーブルを設ける場合の、それぞれ最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 高さ		高さ70cm程度。			
② 下部空間		車いす使用者に配慮し、下部に高さ60～65cm、奥行き45cm程度の空間を確保。			
6.水飲み器			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 水飲み器を設ける場合の最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 高さ等		飲み口の高さは70～80cmとし、車いすの肘掛が入る空間を確保。			
② 給水栓		自動感知式、ボタン式又はレバー式。			
③ 近づきやすい空間		車いす使用者が容易に近づけるよう周りに空間を確保。			
7.点滅型誘導灯等			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除き、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 聴覚障害者への配慮		誘導灯などの設置場所のうち聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に光等による非常警報装置及び点滅誘導音声装置付誘導灯を設置。			

留意事項: ○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

チェックリスト(福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項第1号関係)

まちづくり施設整備項目表(旅客施設)

平成 年 月 日作成	作成者氏名	TEL
------------	-------	-----

届 出 者 氏 名	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在	
施 設 の 概 要	

記入方法

◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び「判定」の欄を各項目ごとに記入する。 ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。 ◆ 適否の判定を次の記号により記入する。 「○」印:基準に適合する、該当する 等 「×」印:基準に適合しない 「／」印:当該事項が関係しない	留意事項の確認及び総合判定	
	整備概要	判定
	記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm	○

1.円滑な移動が確保された経路			留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定	
1 設 置 義 務	乗降場ごとに1以上設置。			
2 傾 斜 路 等	床面に高低差がある場合、傾斜路又はエレベーターを設置。 (構造上、困難な場合エスカレーター等で代用可) (旅客施設と一体的に利用される他の施設に傾斜路等が設置されている場合等はこの限りでない)			
3 公共用通路との出入口	① 有効幅員90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)			
	② 直接屋外へ通ずる場合、出入口が雨にぬれないよう屋根又は以下ABに定めるひさしの設置。(構造上、困難な場合この限りでない)			
	A 傾斜路がある場合、傾斜路がぬれないような大きさであること。			
	B 自動車からの乗降の際にぬれないような大きさであること。			
	③ 戸を設ける場合、以下ABの基準に適合すること。			
	A 幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)			
4 通 路	B 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。			
	④ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(構造上、困難な場合、傾斜路を併設すること)			
	① 有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※) ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること			
	② 戸を設ける場合、以下ABの基準に適合すること。			
	A 幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)			
	B 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。			
5 傾 斜 路	③ 照明設備の設置。			
	① 有効幅員120cm以上。(段に併設する場合90cm以上)			
	② 粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。			
	③ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設。(同踊場の部分が自動車駐車場である場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合この限りでない)			
	④ 勾配が、屋内12分の1以下、屋外20分の1以下。			

		⑤ 高さが75cm超えの屋内の傾斜路で高さ75cm以内ごとに、高さが60cm超えの屋外の傾斜路で高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場の設置。		
		⑥ 両側に手すりが設置され、傾斜路の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設けていること。		
		⑦ 両側に側壁又は10cm程度の立上りの設置。		
6 エレベーター		① かご及び昇降路の出入口の有効幅員が、それぞれ80cm以上。		
		② かごの内法が、幅140cm以上、奥行き135cm以上で、車いすの転回に支障がない平面形状であること。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについてはこの限りでない。)		
		③ かご内に、利用者の背後にある出入口が確認できる鏡の設置。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもので、鏡による背後確認を要しないものについてはこの限りでない)		
		④ かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかごの内外に画像を表示する設備が設置されていることにより、かごの内外にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。		
		⑤ かごの正面及び両側面の壁面に手すりの設置。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもので、鏡による背後確認を要しないものについてはこの限りでない)		
		⑥ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有していること。		
		⑦ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する設備の設置。		
		⑧ かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備の設置。		
		⑨ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に操作できる位置での操作盤の設置。		
		⑩ かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上が、点字が貼り付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。		
		⑪ 乗降ロビーに高低差がなく、幅及び奥行きがそれぞれ内法180cm以上。(構造上、困難な場合150cm以上)		
		⑫ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置。		
		⑬ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備の設置。(かご内に同様の設備が設けられている場合又は停止階が2のみである場合はこの限りでない)		
7 エスカレーター		① 上り専用と下り専用のそれぞれの設置。(旅客が同時に双方向に移動することがない場合、この限りでない)		
		② 踏み段の表面及びくし板が、滑りにくい仕上がりとなされていること。		
		③ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。		
		④ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できること。		
		⑤ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できること。		
		⑥ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。(双方向に移動するエスカレーターについてはこの限りでない)		
		⑦ 幅80cm以上。(複数のエスカレーターが隣接した位置にある場合、⑦、⑧のいずれかが適合していれば可)		
		⑧ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けていること。(複数のエレベーターが隣接した位置にある場合、⑦、⑧のいずれかが適合していれば可)		

2.通路				留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準		整備概要	判定
通	路	①	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		②	段を設ける場合、以下ABの基準に適合すること。		
		A	踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できること。		
		B	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。		
3.傾斜路				留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準		整備概要	判定
傾	斜	①	両側に手すりの設置。(構造上、困難な場合この限りでない)		
		②	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		③	傾斜路の勾配部分が、接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できること。		
		④	傾斜路の両側に、立ち上がり部の設置。(側面が壁面である場合この限りでない)		
4.エスカレーター				留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準		整備概要	判定
	エスカレーター	エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置。			
5.階段				留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準		整備概要	判定
階	段	①	けあげの寸法16cm以下、踏面の寸法30cm以上、けこみの寸法2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法が一定であること。		
		②	手すりを両側に設け、かつ、幅員が4mを超える場合、中間にも手すりを設けるとともに、階段の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設けていること。(構造上、困難な場合この限りでない)		
		③	手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字のはり付け。		
		④	回り段がないこと。(構造上、困難な場合この限りでない)		
		⑤	踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		⑥	踏面の端部の全体が周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できること。		
		⑦	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。		
		⑧	階段の両側に、立ち上がり部の設置。(側面が壁面である場合、この限りでない)		
		⑨	照明設備の設置。		
6.視覚障害者用床材				留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準		整備概要	判定
1	床 材 の 形 状	①	色が原則として黄色であること。これによりがたい場合、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色であること。		
		②	大きさが、縦30cm、横30cm、形状がJIST9251に適合するものを標準としていること。		
2	設 置 義 務	①	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に設置すること。 (音声誘導装置等での代用可) (誘導者が常駐する場合等は、この限りでない)		
		②	①の通路等と、主要施設(※)との間の経路を構成する通路等に設置すること。(誘導者が常駐する場合等は、この限りでない) ※乗降ロビーに設けるエレベーター操作盤、点字等により施設を案内する設備、便所の出入口、乗車券等販売所、案内所		
		③	階段、傾斜路並びにエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に設置すること。		
		※客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所は、①②③についても敷設しないことができる。			

7.案内設備			留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準	整備概要	判定
案内設備		① 車両等の運行等に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の設置。(技術上、困難な場合この限りでない)		
		② エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という)、案内板等の設備の付近に、これらの設備があることを表示するJISZ8210に適合する標識の設置。		
		③ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の設置。(移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合この限りでない)		
		④ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置。		
		⑤ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、周辺の施設等の案内を行う誘導案内板の設置。		
		⑥ ⑤の誘導案内板が、明確で分かりやすく表示され、視覚障害者に配慮した点字案内板、触知案内板等が設置されていること。		
8.便所			留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準	整備概要	判定
1 便所		① 出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置。		
		② 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		③ 男子用小便器を設ける場合、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限り)その他これらに類する小便器の設置。		
		④ ③の小便器に手すりの設置。		
		⑤ 便所を設ける場合、そのうち1以上が①②③④の基準の他以下A Bの基準のいずれかに適合すること。		
		A 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。		
B 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有していること。				
2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所(1-⑤-A)		① 円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること。		
		A 有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※) ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること		
		B 戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
		イ 幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
		ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
		C 照明設備の設置。		
		② 出入口の幅が、80cm以上。		
		③ 出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(傾斜路を設ける場合この限りでない)		
		④ 出入口に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識の設置。		
		⑤ 出入口に戸を設ける場合、以下ABの基準に適合すること。		
		A 幅80cm以上。		
		B 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
		⑥ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。		

3	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所(1-⑤-A)	①	出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。					
		②	出入口に、便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。					
		③	腰掛便座及び手すりの設置。					
		④	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置。					
		⑤	出入口の幅80cm以上。					
		⑥	出入口に戸を設ける場合、以下ABの基準に適合すること。					
			A	幅80cm以上。				
			B	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。				
⑦	車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。							
4	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有した便所(1-⑤-B)	①	円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること。					
			A	有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※) ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること				
				B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。			
					イ	幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
			ロ	自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。				
		C	照明設備の設置。					
		②	出入口の幅80cm以上。					
		③	出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(傾斜路を設ける場合、この限りでない)					
		④	出入口に戸を設ける場合、以下ABの基準に適合すること。					
			A	幅80cm以上。				
		B	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。					
		⑤	車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。					
		⑥	出入口に、便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。					
		⑦	腰掛便座及び手すりの設置。					
⑧	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置。							
9.乗車券等販売所、待合所及び案内所					留意事項の確認及び総合判定			
整備内容			整備基準		整備概要	判定		
		以下の①②③④⑤の基準に適合する乗車券等販売所の、施設内に1以上の設置。						
		①	円滑な移動が確保された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること。					
			A	有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上※) ※通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること				
				B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。			
					イ	幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
			ロ	自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。				
		C	照明設備の設置。					

1 乗車券等販売所	②	出入口を設ける場合、その1以上が以下ABCの基準に適合すること。		
		A 幅80cm以上。		
		B 戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
		イ 幅80cm以上。		
		ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
	C	車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(やむを得ず段を設ける場合、傾斜路を併設すること)		
2 待 合 所	③	カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合この限りでない)		
	④	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を乗車券等販売所に表示していること。(勤務する者を置かない場合この限りでない)		
	⑤	券売機を設ける場合、金銭投入口の高さが130cm程度であり、運賃等が点字で表示されていること。		
3 案 内 所	①	カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合この限りでない)		
	②	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を案内所に表示していること。(勤務する者を置かない場合この限りでない)		
10.鉄道駅、軌道停留場			留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準	整備概要	判定
1 改 札 口	①	有効幅員90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
	②	自動改札機を設ける場合、改札機又はその付近に、改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示していること。		
2 プラットホーム	①	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいこと。この場合、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けていること。		
	②	プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とが、できる限り平らであること。		
	③	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合、車いす使用者の円滑な乗降のための設備の1以上の設置。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	④	排水のための横断勾配が、1%を標準としていること。(構造上、困難な場合及びホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームはこの限りでない)		
	⑤	床の表面は、滑りにくい仕上がりがなされていること。		
	⑥	発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホームの場合、ホームドア又は可動式ホームさく等の設置。		
	⑦	⑥でいう以外のプラットホームの場合、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置。		
	⑧	プラットホームの線路側以外の縁端に注意喚起用床材の敷設及び両端に高さ110cmから150cm程度の転落防止のためのさくの設置。(ホームドア又は可動式さくが設けられたプラットホームの場合、この限りでない)		
	⑨	列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備の設置。(技術上、困難な場合この限りでない)		
	⑩	照明設備の設置。		
	⑪	ベンチ等利用者の休憩用施設の設置。		

11.バスターミナル			留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準	整備概要	判定
乗 降 場	①	床の表面は、滑りにくい仕上がりとなされていること。		
	②	乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分に、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備の設置。		
	③	乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造であること。		
12.旅客船ターミナル			留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準	整備概要	判定
1 乗 降 用 設 備	①	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造であること。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	②	幅90cm以上。		
	③	手すりの設置。		
	④	床の表面は、滑りにくい仕上がりとなされていること。		
2 転 落 防 止 設 備		視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備の設置。		
13.航空旅客ターミナル施設			留意事項の確認及び総合判定	
整備内容		整備基準	整備概要	判定
1 保 安 検 査 場	①	門型の金属探知機を設置して検査を行う場合、保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための別の通路の設置。		
	②	①の通路の幅90cm以上。		
	③	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示していること。		
2 旅 客 搭 乗 橋	①	幅90cm以上。		
	②	旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合、車いす使用者の円滑な乗降のための設備の1以上の設置。		
	③	勾配12分の1以下。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	④	手すりの設置。(構造上、困難な場合この限りではない)		
	⑤	床の表面は、滑りにくい仕上がりとなされていること。		
3 改 札 口		各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち、1以上が幅80cm以上。		

チェックリスト(福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項第1号関係)

まちづくり施設整備項目表（その他）

平成 年 月 日作成	作成者氏名	TEL
届 出 者 氏 名		
施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在		
施 設 の 概 要		

記入方法 ◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「●整」「◎望」を各項目ごとに記入する。 ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要場合は図面等を添付する。 ◆ 「●整」「◎望」の欄は、「●整備基準」「◎望ましい基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入する。 ※ 「○」印:基準に適合する、該当する 等 「×」印:基準に適合しない 「／」印:当該事項が関係しない	留意事項の確認及び総合判定		
	整備概要	●整	◎望
	記入例: (最小幅員) 80cm (最大幅員) 120cm	○	○

留意事項:○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

道 路	1.歩道(全般)			留意事項の確認及び総合判定		
	○ 基本として歩道は道路法第30条で定める道路の構造の技術的基準に従って設ける。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 歩 車 道 の 分 離	歩道には縁石線を設置。	同左。			
	② 有効幅員	原則200cm以上。	200cm以上。			
	③ 縦断勾配	5%以下。(地形の状況等によりやむを得ない場合は8%以下。)	同左。			
	④ 横断勾配	イ)横断勾配は、2パーセント以下とし、平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする。 ロ)縦断勾配を設ける箇所には横断勾配は設けない。	イ)横断勾配は、1パーセント以下とし雨水を地下に円滑に浸透させることが出来る構造とする。平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする。 ロ)縦断勾配を設ける箇所には横断勾配は設けない。			
	⑤ 排 水 溝 の 蓋	歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	同左。			
	⑥ 歩 道 上 の 設 置 物 の 配 慮	歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共架して整理統合し歩道の有効幅員を確保。	同左。			
	2.歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分			留意事項の確認及び総合判定		
	○ —					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 段 差	2cmを標準。	同左。			
	② 切 下 げ 部 分 の 配 慮	切下げ部分に排水ますが位置しないよう配慮。	同左。			
	3.歩道を横断する車両出入口			留意事項の確認及び総合判定		
	○ —					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 歩 道 の 平 坦 性	歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮。	同左。			
	② 歩 道 等 の 車 道 等 に 対 する 高 さ	5cmを標準。	同左。			

4.視覚障害者用床材				留意事項の確認及び総合判定		
○ —						
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 設置義務	公共交通機関の旅客施設や視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。	同左。				
② 識別性	黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色。	同左。				
③ 標準形状	大きさは30cm角を標準とし、形状はJIS T9251に適合するものを標準とする。	同左。				
5.立体横断歩道施設				留意事項の確認及び総合判定		
○ —						
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 手すり	両側に二段式の手すりを設置	同左。				
② 回り段の回避	回り階段以外の構造。	同左。				
③ 表面の仕上げ	平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げ。	同左。				
④ 段の構造	けあげ15cm、踏面30cmを標準、けこみ2cm以下。	同左。				
⑤ 照明	照明を設置。	同左。				
⑥ エレベーター等	駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、エレベーター又は傾斜路を設けること。構造は道路移動等円滑化基準によること。	同左。				
⑦ エスカレーター		必要に応じ、エスカレーターを設置することとし、構造は道路移動等円滑化基準に定めるところによること。				
6.視覚障害者用信号機				留意事項の確認及び総合判定		
○ —						
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 設置義務		信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合、視覚障害者用信号機の設置。				
7.乗車場				留意事項の確認及び総合判定		
○ —						
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 高齢者、障害者等への配慮	バス・タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造。	同左。				
8.案内表示				留意事項の確認及び総合判定		
○ —						
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 高齢者、障害者等への配慮	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ及び色等に配慮。	同左。				
9.休憩所の設置				留意事項の確認及び総合判定		
◎ 歩行者用の休憩所の設置が適用される。						
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 設置義務		歩行者用の休憩所を設置。				

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第2条第21項に規定する重点整備地区においては、同法第10条第1項に基づき道路管理者が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道にあっては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。))に定めるところによること。

○ 県が管理する県道の横断勾配については、福岡県道路構造の基準に関する条例(平成24年福岡県条例第64号)第26条第3項、第4項及び第27条第2項に定める基準を整備基準及び望ましい基準とする。

公園	1.出入口			留意事項の確認及び総合判定		
	○ 最低1カ所の出入口に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 有効幅員	120cm以上。	同左。			
	② 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
	③ 車止め柵	90cm以上の間隔を標準とし、柵の前後に150cm以上の水平部分を設置。	同左。			
	2.園路			留意事項の確認及び総合判定		
	○ 園路は敷地の地形条件を考慮する。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 有効幅員	原則180cm以上。	180cm以上。			
	②	やむを得ない場合は、幅を120cm以上とすることができる。ただし、主要動線の園路については、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設置。				
	③	縦断勾配は原則として4%以下。	同左。			
	④	最大でも8%以下。	同左。			
	⑤ 勾配(縦断勾配)	縦断勾配が50m以上続く場合は途中に150cm以上の水平部分を設置。	同左。			
	⑥	縦断勾配が4%を超える場合は斜路の両端に180cm以上の水平部分を設け、かつ少なくとも片側に手すりを設けて、手すりには、斜路の両端から50cm以上の水平部部を設置。	同左。			
	⑦ 勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
	⑧	やむを得ない場合は、2%以下。	同左。			
	⑨ 舗装面の処理	舗装面は滑りにくい仕上げとする。	同左。			
	⑩ 排水溝の蓋等	園路を横断する排水溝には蓋掛けをし、格子蓋、マンホール等は可能な限り園路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	同左。			
	⑪ 縁石の切り下げ	幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ勾配は10%以下。	同左。			
	⑫ 転落防止措置	危険落下防止用の縁石は高さ10cm以上。	同左。			
	⑬ 段	園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
	3.階段			留意事項の確認及び総合判定		
	○ 階段は、基準を満たすとともに、舗装材を変えたり注意喚起用床材を敷設すること等により明確に位置表示を行い、昇降口付近における夜間の照明を十分に行うこと。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 段の構造	けあげ16cm以下、踏面30cm以上、けこみ2cm以下、有効幅員90cm以上でかつ同一階段では、けあげ・踏面・けこみの寸法一定。	同左。			
	②	踏面は、降雨時においても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、踏面と段鼻の段差がない。	同左。			
	③	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造。	同左。			

④	踊場	階段高さ2.5m以内ごとに踏幅1.2m以上の段差のない踊場を設置。	同左。			
⑤	手すりの設置義務	少なくとも片側に設置し、特に幅の広い場合は中間にも設置。	同左。			
⑥		主要動線の階段については、両側に手すりを設置。	同左。			
⑦	手すりの仕様	階段の両端部50cm以上水平部分を設置。	同左。			
⑧		取付高さは大人用80cm、子ども用60cmを標準。	同左。			
⑨		手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付け。	同左。			
⑩	水平部分	階段の両端には120cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑪	立ち上がり部	階段の両側には、立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。	同左。			
⑫		主要動線に階段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
⑬	傾斜路の設置義務	特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものを設置。	同左。			
4.傾斜路				留意事項の確認及び総合判定		
○ 傾斜路の基準は、階段または段を迂回するための傾斜路に適用される。						
整備内容		●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	幅員	120cm以上。	同左。			
②		階段又は段に併設する場合は、90cm以上。	同左。			
③	勾配(縦断勾配)	縦断勾配は原則として4%以下、最大でも8%以下。	同左。			
④		高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑤		縦断勾配が4%を超える場合は、斜路の両端に180cm以上の水平部分を設け、手すりは、傾斜路の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設置。	同左。			
⑥	勾配(横断勾配)	横断勾配は設けない。	同左。			
⑦	路面の仕様	路面は滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑧	手すりの連続性	両側に第3項第4号に規定する構造の手すりを設け、方向の変わる場合でも途切れさせない。	同左。			
⑨	立ち上がり部	傾斜路の両側には、立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。	同左。			

5.視覚障害者用床材等			留意事項の確認及び総合判定		
○ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所において適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	さく、視覚障害者用床材その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。	同左。			
② 視覚障害者用床材の色	色は、原則として黄色。ただし、これによりがたい場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色。	同左。			
③ 視覚障害者用床材の仕様	大きさは、縦30cm、横30cm、形状は、JIS T9251に適合するものを標準。	同左。			
6.野外テーブル			留意事項の確認及び総合判定		
○ 野外テーブルの基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① アプローチ	アプローチ方向の床面に150cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。			
② 下部空間		テーブルの下に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間を確保。			
7.飲用水栓			留意事項の確認及び総合判定		
○ 飲用水栓の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① アプローチ	アプローチ方向の床面に奥行き150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設置し、可能な限り段差解消。	同左。			
② 下部空間	飲用水栓の下に高さ65cm以上の空間を確保。	同左。			
③ 高さ等の制限	飲み口の高さは車いすに腰かけたまま使用できるよう76cmを標準とし、水栓も使用しやすい位置及び構造。	同左。			
8.手洗場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 手洗場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 手洗場の構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	同左。			
9.駐車場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 駐車場の基準は、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合には当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設置。	同左。			
② 設置位置等	公園出入口や建造物間近の車動線を横断しない位置で、かつ可能な限り勾配の少ないところに設置し、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。	同左。			
③ アクセス等	歩道や園地からの出入りに支障なく出入りできる。	同左。			
④ 施設の寸法	ドアやトランクを全開でき車いすと自動車との乗り換えが容易に行えるよう、幅350cm以上、奥行き500cm以上のスペースを確保。	同左。			
⑤	車いす使用者用駐車施設の後部には幅135cm以上の安全路を設置。	同左。			

10.休憩所等			留意事項の確認及び総合判定		
○ 休憩所等について、車いす利用者への配慮の基準については公園内に休憩所等を設ける場合に適用され、出入口以下の基準については休憩所等の最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 車いす利用者への配慮	車いす使用者の休憩所等へのアクセス及び休憩所等内での移動に配慮した休憩所等の配置・間取り等を計画。	同左。			
②	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
③ 出入口の構造	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
④	戸を設ける場合は、幅は80cm以上。高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
⑤ カウンターの構造	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合はこの限りでない。	同左。			
⑥ 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			
⑦ 便所	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合。	同左。			
11.管理事務所			留意事項の確認及び総合判定		
○ 管理事務所の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
①	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の構造	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
③	戸を設ける場合は、幅は80cm以上。高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
④ カウンターの構造	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合はこの限りでない。	同左。			
⑤ 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			
⑥ 便所	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合。	同左。			

12.便所			留意事項の確認及び総合判定		
○ —					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	公園には、必要に応じ、基準に適合する車いす使用者等に配慮した便所を設置。	同左。			
② 出入口の有効幅員	90cm以上。	同左。			
③ 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。	同左。			
④ 戸の構造	戸を設ける場合は、幅は原則90cm以上の引き戸又は外開き戸とし、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造。	同左。			
⑤ 便房の大きさ	車いす使用者の出入り及び回転が可能なものとし間口・奥行きともに200cm以上を標準。	同左。			
⑥ 床の仕様	床の表面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑦ 便器の配置	便器その他の配置は、車いす使用者の動作上支障のないよう配置。	同左。			
⑧ 男子用小便器の仕様	一以上は、手すり付きストール型（床置き式）	同左。			
⑨ 水洗器具の仕様等	容易に操作できるもの。	同左。			
⑩ 便器の仕様	腰掛便座及び手すりが設けられていること。	同左。			
⑪ 案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。	同左。			
13.案内表示			留意事項の確認及び総合判定		
○ —					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	公園の出入口等に必要な応じて設置。	同左。			
② 構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	同左。			
③ 表示内容	当該案内表示に表示された内容が容易に識別できる。	同左。			
④ 主要な箇所での設置義務		公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に定める視覚障害者のための案内板を設置。			
⑤ 点字表示		点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示。			
⑥ 文字の識別		できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にする。			
⑦ 盲導鈴等		必要に応じ、盲導鈴等を設置。			
14.屋根付き広場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 屋根付き広場を設ける場合は、そのうち最低1カ所に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
③ 広さ	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	同左。			

15.野外劇場			留意事項の確認及び総合判定		
○ 野外劇場の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
以下③から⑨の基準は出入口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路に適用される。					
③ 幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。	同左。			
④ 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
⑤ 勾配(縦断勾配)	縦断勾配は4%以下。	同左。			
⑥	最大でも8%以下。	同左。			
⑦ 勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
⑧	やむを得ない場合は、2%以下。	同左。			
⑨ 路面の仕様	路面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑩ 車いす使用者用観覧スペースの設置義務	当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置。	同左。			
⑪ 車いす使用者用観覧スペースの広さ	幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上。	同左。			
⑫ 車いす使用者用観覧スペースの段	車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けない。	同左。			

16.野外音楽堂			留意事項の確認及び総合判定		
○ 野外音楽堂の基準は、設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 出入口の幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、80cm以上。	同左。			
② 出入口の段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
以下③から⑨の基準は出入り口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路に適用される。					
③ 幅員	幅は120cm以上。やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。	同左。			
④ 段	車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設。	同左。			
⑤ 勾配(縦断勾配)	縦断勾配は4%以下。	同左。			
⑥ 勾配	最大でも8%以下。	同左。			
⑦ 勾配(横断勾配)	横断勾配は1%以下。	同左。			
⑧ 勾配	やむを得ない場合は、2%以下。	同左。			
⑨ 路面の仕様	路面は、滑りにくい仕上げ。	同左。			
⑩ 車いす使用者用観覧スペースの設置義務	当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置。	同左。			
⑪ 車いす使用者用観覧スペースの広さ	幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上。	同左。			
⑫ 車いす使用者用観覧スペースの段	車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けない。	同左。			

路外駐車場	1.車いす使用者用駐車施設			留意事項の確認及び総合判定		
	● 建築物以外の路外駐車場について、最低1カ所は整備基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設けること。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 駐車場の幅	350cm以上。				
	② 案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。				
	③ アクセス等の確保	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路(路外駐車場移動円滑化経路)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。				
	2.路外駐車場移動円滑化経路			留意事項の確認及び総合判定		
	● 当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が利用できる経路とすること。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 段差	経路上に段を設けないこと。ただし傾斜路を併設する場合は、この限りでない。				
住宅開発団地	② 出入口	出入口の幅は、80cm以上とすること。				
	③ 経路幅	経路幅は120cm以上とする。また50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。				
	④ 傾斜路を設ける場合の構造	幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上				
		勾配は1/12を超えない。ただし高さが16cm以下の場合は1/8を超えない。				
		高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。				
		勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。				
	1.団地内歩道			留意事項の確認及び総合判定		
	● 団地内歩道の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 団地内歩道の構造等	「2.道路」の整備基準に準拠。				
	2.団地内公園			留意事項の確認及び総合判定		
	● 団地内公園の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 団地内公園の構造等	「3.公園」の整備基準に準拠。				

留意事項:○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

3. 1. 3. 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（抜粋）

平成 24 年 10 月 12 日

福岡県条例第 61 号

（舗装）

第5条

歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条

歩道等の縦断勾配は、5 パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、1 パーセント以下とするものとする。ただし、前条第 1 項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2 パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条

歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

（高さ）

第8条

歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5 センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条

横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートルを標準とするものとする。

（エレベーター）

第 12 条

移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 籠の内法幅は 1.5 メートル以上とし、内法奥行きは 1.5 メートル以上とすること。
- 二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は 1.4 メートル以上とし、内法奥行きは 1.35 メートル以上とすること。

-
- 三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
 - 四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
 - 五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
 - 六 籠内に手すりを設けること。
 - 七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
 - 八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - 九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - 十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
 - 十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
 - 十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
 - 十三 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条

移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- 二 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- 三 横断勾配は、設けないこと。
- 四 二段式の手すりを両側に設けること。
- 五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- 八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 十 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル

以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第 14 条

移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- 一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- 三 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- 五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- 七 踏み段の有効幅は、1 メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60 センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第 15 条

移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(階段)

第 16 条

移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

- 二 けあげの寸法は 15 センチメートル、踏面の寸法は 30 センチメートルを標準とし、けこみの寸法は 2 センチメートル以下とすること。
- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 五 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 六 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第 34 条

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックの大きさは、縦 30 センチメートル、横 30 センチメートルを標準とする。

3. 1. 4. 福岡県都市公園条例（抜粋）

昭和 52 年 3 月 28 日

福岡県条例第 12 号

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第1条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 13 条第 1 項の条例で定める基準は、別表第 5 に定めるとおりとする。

別表第 5（第 1 条の 6 関係）

番号	施設名	整備基準
1	園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 3 条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。 ロ 車止めを設ける場合は、90 センチメートルの間隔を標準とし、車止めの前後に 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。 ハ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。 二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅 120 センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ニ 縦断勾配は、4 パーセント以下とし、50 メートル以上続く場合は、途中に 150 センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず 4 パーセントを超える場合は、斜路の両端に 180 センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、少なくとも片側に手すりを設け、手すりは、斜路の両端からそれぞれ 50 センチメートル以上の水平部分を設けることとして、最大でも 8 パーセント以下とすること。 ホ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。 ヘ 路面は、滑りにくい仕上がりとなされたものであること。

- ト 通路を横断する排水溝には蓋掛けをし、通路に設ける格子蓋、マンホール等は、可能な限り通路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは、車椅子の車輪、つえの先等が引っ掛からない形状とすること。
- チ 縁石の切下げ寸法は、幅 120 センチメートル以上、段差は、2 センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、10 パーセント以下とすること。
- リ 危険落下防止用の縁石は、高さ 10 センチメートル以上とすること。
- 三 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 手すりが両側に設けられていることとし、特に幅の広い場合は中間に設けるとともに、階段の両端からそれぞれ 50 センチメートル以上の水平部分を設けること。
- ロ 手すりの取り付け高さは、大人用 80 センチメートル、子供用 60 センチメートルを標準とし、その端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ニ 踏面は、降雨時においても滑りにくい仕上げとし、踏面と段鼻の段差がないこと。
- ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- ト 階段の両端には、120 センチメートル以上水平な部分を設けること。
- チ 高さが 250 センチメートルを超える階段にあっては、高さ 250 センチメートル以内ごとに踏幅 120 センチメートル以上の踊り場を設け、踊り場には段差を設けないこと。
- リ けあげの寸法は 16 センチメートル以下、踏面の寸法は 30 センチメートル以上、けこみの寸法は 2 センチメートル以下、有効幅員は 90 センチメートル以上とすることとし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。
- ヌ 階段の位置は、床の舗装材を変えたり、注意喚起用床材等により明確に表示し、昇降口付近における夜間の照明を十分に行うこと。
- 四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- 五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 センチメートル以上とすることができる。
- ロ 縦断勾配は、4 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず 4 パーセントを超える場合は、傾斜路の両端に 180 センチメートル以上の水平部分を設け、手すりは、傾斜路の両端からそれぞれ 50 センチメートル以上の水平部分を設けることとし、最大でも 8 パーセント以下とすること。
- ハ 横断勾配は、設けないこと。
- ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ホ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊り場が設けられていること。
- ヘ 手すりが両側に設けられていることとし、方向の変わる場合でも途切れさせないこと。

		ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 七 視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 色は原則として、黄色とすること。ただし、これにより難い場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色とすること。 ロ 大きさは、縦 30 センチメートル、横 30 センチメートルとし、形状は、日本工業規格 T9251 に適合するものを標準とすること。 八 2 の項から 10 の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 2 条第 2 項の主要な公園施設に接続していること。
2	屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3	休憩所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ニ 戸を設ける場合は、幅 80 センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 二 カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、8 の項の基準に適合するものであること。
4	管理事務所	3 の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち 1 以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
5	野外劇場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 出入口は、2 の項第一号の基準に適合するものであること。

		二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。 ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ニ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ホ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 三 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項の基準に適合するものであること。 五 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。 ロ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ハ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
6	野外音楽堂	5の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
7	駐車場	一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 二 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 車椅子使用者用駐車施設の位置は、公園の出入口又は建造物の間近であり、車の動線を横切らないところで、かつ、可能な限り勾配の少ないところとし、車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 ロ 歩道や園地から支障なく出入りできること。 ハ 幅は350センチメートル、奥行き500センチメートル以上とすることとし、当該施設の後部には、幅135センチメートル以上の安全路を設けること。
8	便所	一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

		イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ロ 男子用小便器を設ける場合は、1 以上の手すり付ストール型（床置型）の小便器が設けられていること。 二 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 三 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は、90 センチメートル以上とすること。 (2) (3) に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 (5) 戸を設ける場合は、原則として幅 90 センチメートル以上の引き戸又は外開き戸とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 四 第二号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 ホ 大きさは、車椅子使用者の出入り及び転回が可能なものとし、間口、奥行きともに 200 センチメートル以上を標準とすること。 ヘ 便器その他の機器は、車椅子使用者の動作上支障のないように配置すること。 五 第三号イ (1) 及び (5) の規定は、前号の便房について準用する。 六 第三号イ (1) から (3) まで及び (5) 並びに第四号ロからへまでの規定は、第二号ロの便所について準用する。この場合において、第四号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
9	水飲場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 使用のため接近する方向の床に奥行き 150 センチメートル以上、幅 90 センチメートル以上の水平部分を設け、可能な限り段差を設けないこと。 二 下部には、高さ 65 センチメートル以上の空間を確保すること。 三 飲み口の高さは、車椅子使用者が腰掛けたまま使用できるよう 76 センチメートルを標準とし、水栓は、使用しやすい位置及び構造とすること。
10	手洗場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
11	掲示板	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

		二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。
12	標識	一 11 の項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。 二 1 の項から 11 の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち 1 以上は、1 の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。

参考文献

- 高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（平成24年）
発行／人にやさしい建築・住宅推進協議会
- 福祉インフラ整備ガイドライン 発行／ケイブン出版
- 道路の移動円滑化整備ガイドライン 発行／（財）国土技術研究センター
- 福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（改訂版2004） 発行／福岡市
- 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成12年12月） 発行／東京都
- 千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 発行／千葉県
- 埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック 発行／埼玉県
- 新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアル 発行／新潟県
- 静岡県福祉のまちづくり条例整備マニュアル 発行／静岡県
- 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施設整備マニュアル 発行／石川県

資料提供

- 東陶機器株式会社／バリアフリーブック（パブリックトイレ編）
- コンビウィズ株式会社／子育てバリアフリーガイドブック

初 版	平成 11年 3月	発行
第2版	平成 16年 9月	発行
第3版	平成 21年 3月	発行
第4版	平成 25年 3月	発行

福岡県庁

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話（代表）092-651-1111

URL <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

お問い合わせ

福祉のまちづくり条例の全般的なことは…

福祉労働部 障害者福祉課（内線3273）

各まちづくり施設の基準等については…

【建築物】	建築都市部	建築指導課	（内線4679）
【道路】	県土整備部	道路維持課	（内線4487）
【路外駐車場】	建築都市部	都市計画課	（内線4647）
【都市公園・街路】	建築都市部	公園街路課	（内線4704、4705）

福岡県福祉のまちづくり条例 手引書

平成25年3月

編集 福岡県福祉労働部障害者福祉課

発行 福岡県福祉労働部障害者福祉課



福岡県行政資料	
分類記号 HA	所属コード 4600400
登録年度 24	登録番号 2

平成25年3月

 福岡県